

南九州市国土強靱化地域計画



鹿児島県南九州市

【はじめに】

我が国は、これまで阪神・淡路大震災、東日本大震災また、熊本地震など大規模な自然災害を幾度となく経験してきました。これら大規模自然災害から得られた教訓を踏まえて様々な対策を講じてきましたが、その歴史を振り返ると甚大な被害により長期間にわたる復旧・復興を繰り返してきました。

こうした事態を避けるためには、いかなる大規模自然災害が発生しようとも、まずは人命を守り、致命的な被害等を回避し、迅速に回復する「強さとしなやかさ」を備えた国土、経済社会システムを平常時から構築しておくことが重要とされ、国は平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）を公布・施行し、平成 26 年 6 月に同法に基づく「国土強靱化基本計画」を策定しました。

国土強靱化を実効性のあるものとするためには、国のみならず地方公共団体や民間事業者、住民などの関係者が総力をあげて取り組むことが不可欠であり、本市においても南海トラフを震源とする巨大地震や、これまで経験したことのない大規模自然災害に対し、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を備えた安全・安心な地域・経済社会の構築に向けて、国や県などと一体となって強靱化に資する施策を計画的に推進するため「南九州市国土強靱化地域計画」を策定しました。

今後は、本計画を基本として、国土強靱化に関する施策を効果的に推進し、強靱な地域づくりを計画的に進めていくこととします。

沿革 令和 2 年 12 月作成
令和 4 年 1 月修正
令和 5 年 1 月修正
令和 6 年 3 月修正

【目 次】

第1章	計画策定の趣旨・位置付け	4
1-1	国土強靱化地域計画策定の趣旨	4
1-2	国土強靱化地域計画の位置付け	4
第2章	基本的な考え方	5
2-1	基本的な考え方	5
2-2	基本目標	5
2-3	事前に備えるべき目標	5
2-4	基本的な進め方	6
第3章	南九州市の地域特性及び災害リスク	7
3-1	南九州市の地域特性	7
(1)	位置・地勢	7
(2)	気候	7
(3)	人口構造	7
3-2	災害リスク（想定する自然災害）	8
(1)	風水害	8
(2)	地震・津波災害	9
第4章	脆弱性評価	10
4-1	評価の枠組み及び手順	10
(1)	想定するリスク	10
(2)	施策分野	10
(3)	目標として起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	11
(4)	評価の実施手順	12
4-2	評価のポイント	12
(1)	施策の重点化を図りつつ、ハード対策とソフト対策の適切な組み合わせが必要	12
(2)	代替性・冗長性等の確保が必要	12
(3)	国・県、民間等との連携が必要	12
(4)	より良い復興（Build Back Better）を意識した備えが必要	13
第5章	地域強靱化の推進方針	14
5-1	施策分野	14
5-2	施策分野ごとの地域強靱化の推進方針	14
1	個別施策分野（8分野）	14
①	行政機能／消防／防災教育等	14
②	住宅・都市	17
③	保健医療・福祉	19

④産業	19
⑤交通・物流	19
⑥農林水産	21
⑦地域保全	22
⑧環境	23
2 横断的分野	25
①リスクコミュニケーション	25
②人材育成	25
③官民連携	25
④老朽化対策	25
第6章 市地域計画の推進と不断の見直し	27
6-1 他の計画等の必要な見直し	27
6-2 南九州市国土強靱化地域計画の不断の見直し	27
6-3 プログラムの推進と重点化	27
別紙 脆弱性評価結果	
プログラムごとの脆弱性評価結果	30
施策分野ごとの脆弱性評価結果	46
プログラムごとの推進方針	57
地域強靱化の推進方針に基づく取組等一覧	71

第 1 章 計画策定の趣旨・位置付け

1－1 国土強靱化地域計画策定の趣旨

平成 25 年 12 月 11 日、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりに向け、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が制定されるとともに、平成 26 年 6 月 3 日には「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）が定められた。その後、基本計画は、近年の災害から得られた貴重な教訓や社会情勢の変化等を踏まえ、平成 30 年 12 月に見直しが行われた。

鹿児島県においても、この基本法に基づき「鹿児島県地域強靱化計画」を平成 28 年 3 月に策定し、令和 2 年 3 月に見直しが行われた。

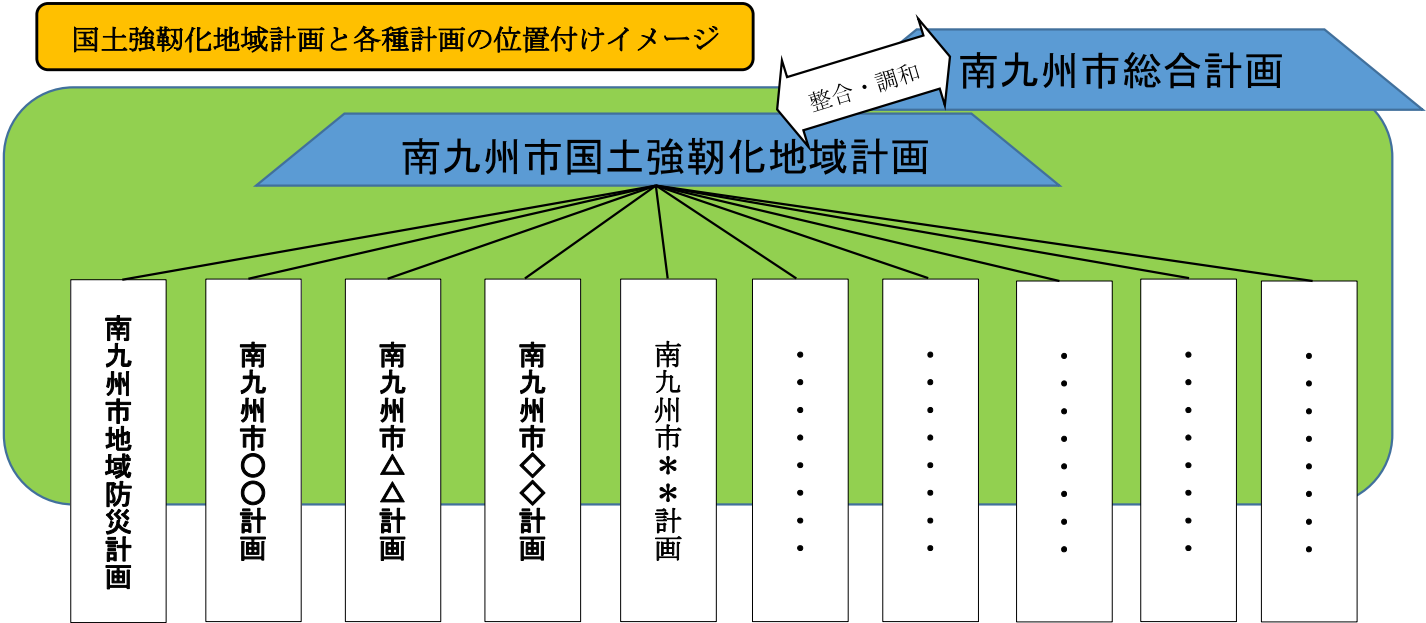
本市においても、今後 30 年以内の発生確率が 70 パーセント程度とされている南海トラフ巨大地震や平成 28 年熊本地震のような内陸部の活断層で発生する地震、また平成 30 年 7 月に発生した西日本豪雨などの集中豪雨、近年大型化する台風などによる被害が危惧される中、基本法の理念に基づき平時から事前の備えを行っておくことが重要である。

よって、大規模自然災害に対して市民の生命及び財産を守り、地域・経済社会への致命的な被害を回避し、迅速な復旧・復興に資する強靱な地域づくり（以下「地域強靱化」という。）を計画的に推進するため「南九州市国土強靱化地域計画」を策定する。

1－2 国土強靱化地域計画の位置付け

「南九州市国土強靱化地域計画」は、国土強靱化の観点から本市における様々な分野の計画等において指針となるべきものであり、国における基本計画と同様に、以下の図のとおり、いわゆる「アンブレラ計画」としての性格を有するものである。

なお、本計画の策定においては、本市における最上位計画である「第 2 次南九州市総合計画」と整合・調和を図ることに留意するものである。



第2章 基本的な考え方

2-1 基本的な考え方

国土強靱化基本法において、国土強靱化地域計画は基本計画との調和が保たれたものでなければならないとされており、また、「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」においては、国土強靱化地域計画における目標は、原則として基本計画に則して設定するものと規定されている。

これらのことを踏まえ、市の地域計画においても基本計画や鹿児島県地域強靱化計画に則したものとする。

2-2 基本目標

復旧・復興に長期間を要する「事後対策」の繰り返しを避け、強靱な市域と社会経済システムを構築し、次世代へ継承することが本市の将来を描く上で極めて重要である。このため南九州市の強靱化に向けた基本目標として、基本計画や鹿児島県地域強靱化計画に基づき、次のように設定する。

大規模な自然災害が起ころうとも、

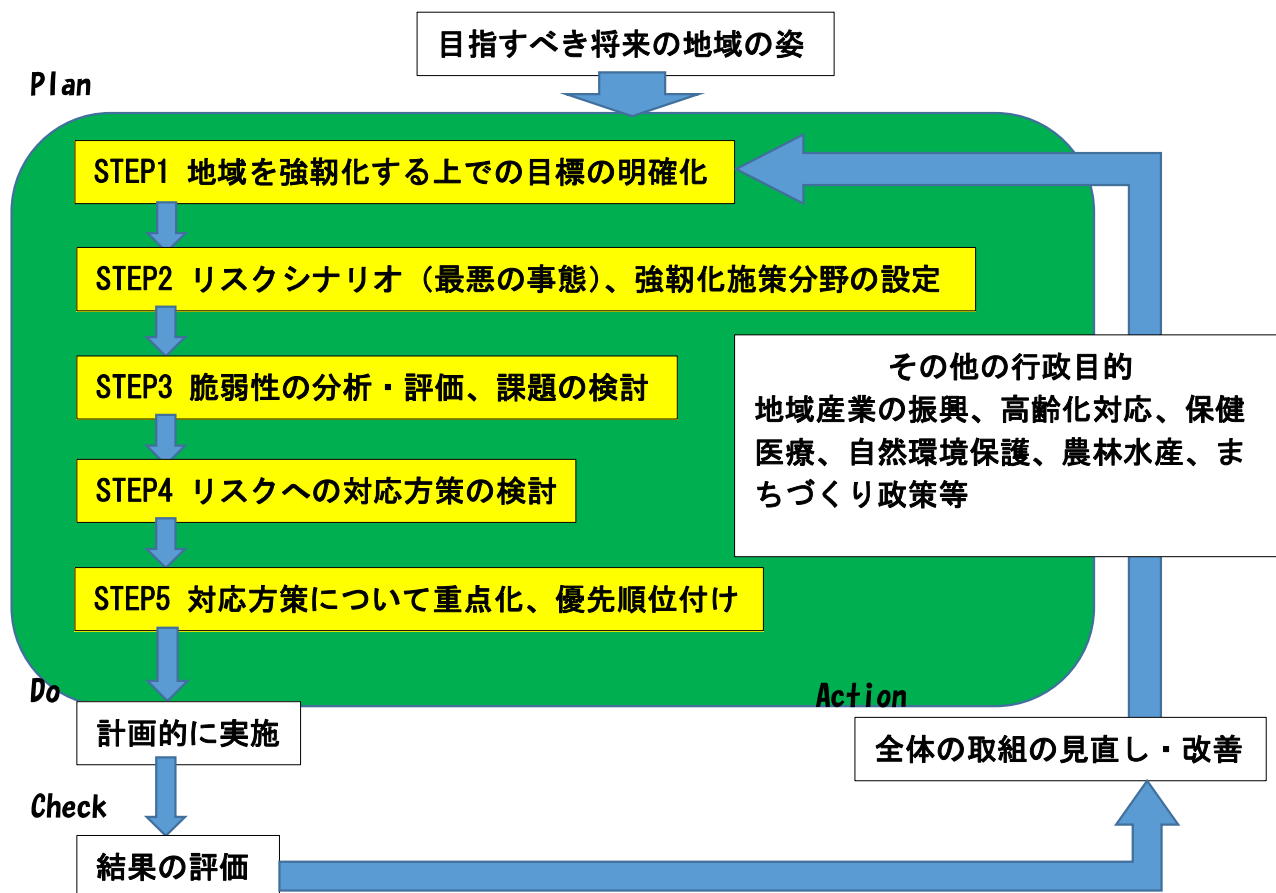
- ① 市民の人命の保護が最大限に図られること
- ② 本市及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧・復興

2-3 事前に備えるべき目標

- ① 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限に図られる。
- ② 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応等を含む）。
- ③ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は維持する。
- ④ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する。
- ⑤ 大規模自然災害発生直後であっても経済活動を機能不全に陥らせない。
- ⑥ 大規模自然災害発生直後であっても生活・経済活動等に必要最低限の電気・ガス・上下水道・燃料・交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る。
- ⑦ 制御不能な二次災害を発生させない。
- ⑧ 大規模自然災害発生直後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する。

2-4 基本的な進め方

「地域強靱化」は、いわば本市のリスクマネジメントであり、以下のPDCAサイクルを繰り返すことにより、本市全体の強靱化の取組を推進する。



どこに問題があるかを知る「脆弱性の評価」を行い、これを踏まえて何をすべきか、その「対応策」を考え、「重点化・優先順位付け」を行った上で推進することをプロセスに組み、計画を策定し推進する。

これは災害時だけでなく、平時においても利活用等が図られ、住民にとっての利便性が期待できるという点や、自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮されているかという点に留意することが必要である。

なお本市の「目指すべき将来の地域の姿」は「第2次南九州市総合計画」との整合性を図るため次のとおりとする。

人と自然が共生する 活気あふれる 住みよいまち 南九州市

第3章 南九州市の地域特性及び災害リスク

3-1 南九州市の地域特性

(1) 位置・地勢

本市は、鹿児島県の南西部、薩摩半島の南部に位置し、県都鹿児島市の南西約30kmのところにある。また、南は広大な東シナ海を臨み、東は指宿市、西は枕崎市・南さつま市に接するなど、南薩地域の地理的中心となっている。

地勢は、北部から南東部にかけて標高500mを超す山々が連なり、中部には緩やかな丘陵大地が広がり、南部は東シナ海に面した海岸線となっている。

(2) 気候

本市は、北部の山間部と中部台地及び南部海岸線を有した平坦部と三つに大別されるため若干の相違はあるが、年間平均気温17.0℃と比較的温暖である。

初霜は11月中旬頃で3月中旬頃終るが、中部台地の横尾峠付近より以北では晩霜が強く、また、冬季の気圧配置による寒波により山沿いを中心に平地でも積雪があり、農作物に大きな被害を与えている。

降水量は、年間約2,350ミリで、4月から9月には月200ミリを超え、大雨を伴った台風が襲来している。

(3) 人口構造

本市の総人口は、平成27年国勢調査によると36,352人となっており、減少傾向で推移している。また、世帯数については15,349世帯で、1世帯あたりの人数は2.37人となり、減少傾向にある。

将来の人口は今後も減少が続くものと予想され、南九州市人口ビジョン(平成28年1月策定)によると、令和7年に30,653人まで減少し、さらに令和22年には23,669人になると見込まれている。

また、年齢区分別の人口は、14歳以下人口や15歳～64歳の生産年齢人口が減少する一方で、65歳以上の人口は増加しており、高齢化率は(総人口に占める65歳以上の人口の割合)は、昭和55年の17.3%が平成27年には、36.2%に上昇している。今後の推計では、令和22年に44.7%まで上昇すると見込まれている。

3-2 災害リスク（想定する自然災害）

（1）風水害

本市の過去の気象災害のうち、特に被害が大きいのは大雨及び台風である。これは、6月から9月にかけて年間降水量の約半分を占めるような大雨が降ることが多く、また、九州南部に位置する本市は、台風の通り道にあり、勢力の強い段階で猛威にさらされやすいことが最大の原因である。

□ 想定する災害の概要

< 想定災害総括表 >

項 目	平成5年6月12日～7月8日 豪雨災害	平成5年9月3日 台風13号災害
気 象 概 要	6月12日～7月8日総降水量 1,155mm ※観測地点は枕崎	・ 瞬間最大風速 鹿児島、枕崎等各地 50m/s以上 ・ 総降水量 各地で100mm～200mm ※参考 枕崎 300mm
人 的 被 害	死 者 1人（顚娃）	・ 死 者 10人（知覧1人、川辺9人） ・ 重 傷 3人（川辺） ・ 軽 傷 17人（川辺）
建物等 被害	・ 住家半壊 2棟（顚娃） ・ 一部破損 23棟 （顚娃22棟、知覧1棟） ・ 床上浸水 1棟（顚娃） ・ 床下浸水 68棟 （内訳：顚娃61棟、知覧2棟、川辺5棟）	・ 住家全壊 24棟 （内訳：顚娃2棟、知覧4棟、川辺18棟） ・ 住家半壊 11棟 （内訳：顚娃2棟、知覧1棟、川辺8棟） ・ 一部破損 638棟 （内訳：顚娃60棟、知覧165棟、川辺413棟） ・ 床上浸水 136棟 （内訳：顚娃6棟、知覧27棟、川辺103棟） ・ 床下浸水 1,106棟 （内訳：顚娃81棟、知覧140棟、川辺885棟）

(2) 地震・津波災害

鹿児島県本土は、九州でも比較的有感地震の発生が少ない地域であるが、平成 28 年発生の熊本地震のように今後、大きな災害を引き起こす地震が発生することが十分考えられる。

(想定災害)

本市においては、影響が最も大きいと考えられる「南海トラフ地震」及び「種子島東方沖地震」を想定災害とする。

①震源：南海トラフ地震	②震源：種子島東方沖地震
震度：最大震度 5 弱 最大津波高：3.91m 最短津波到達時間：70 分	震度：最大震度 6 弱 最大津波高：2.76m 最短津波到達時間：62 分

① 南海トラフ地震（注 1）—：わずか、（注 2）：被害想定は概数

被害項目	被害規模	内訳	
建物被害：全壊 (棟数)	40	液状化	40
		津波	—
人的被害：死者数 (人)	—	建物倒壊	0
		津波	—
避難状況	避難者数（人）	うち避難所（人）	物資需要量（食）
被災 1 日後	120	80	280
被災 1 週間後	80	50	80
被災 1 か月後	110	30	110

② 種子島東方沖地震（注 1）—：わずか、（注 2）：被害想定は概数

被害項目	被害規模	内訳	
建物被害：全壊 (棟数)	290	液状化	290
		津波	—
避難状況	避難者数（人）	うち避難所（人）	物資需要量（食）
被災 1 日後	400	240	860
被災 1 週間後	400	200	730
被災 1 か月後	400	120	430

第4章 脆弱性評価

4-1 評価の枠組み及び手順

国土強靱化に関する施策を効果的・効率的に実施するためには、本市の脆弱性を総合的に検討することが必要不可欠である。

本市では、平成25年12月17日に国土強靱化推進本部で決定した、「大規模自然災害等に対する脆弱性の評価の指針」に準じ、次の枠組み及び手順により大規模自然災害に対する脆弱性の評価（以下「脆弱性評価」という。）を行った。

（１）想定するリスク

市民生活・市民経済に影響を及ぼすリスクとしては、自然災害の他にテロ等も含めたあらゆる事象が想定されるが、今後30年以内の発生確率が70パーセント程度といわれている南海トラフ地震では、国難とも言うべき甚大な被害が見込まれていることや、これまで経験したことのない集中豪雨、台風などの大規模自然災害は、一度発生すれば市内全域に甚大な被害をもたらすものとなる。

このため本市の計画においては、市内に甚大な被害をもたらすと想定される南海トラフ地震や種子島東方沖地震、集中豪雨及び台風などの大規模自然災害全般をリスクの対象とした。

（２）施策分野

脆弱性評価は、基本法において国土強靱化に関する施策分野ごとに行うこととされているため、基本計画の施策分野を参考に、次のとおり個別施策分野として8分野、横断的分野として4分野を設定した。

<個別施策分野>

- ① 行政機能／消防／防災教育等
- ② 住宅・都市
- ③ 保健医療・福祉
- ④ 産業
- ⑤ 交通・物流
- ⑥ 農林水産
- ⑦ 地域保全
- ⑧ 環境

<横断的分野>

- ① リスクコミュニケーション*1
- ② 人材育成
- ③ 官民連携
- ④ 老朽化対策

*1 リスクコミュニケーション：公と民が双方向でコミュニケーションを行うことにより、リスクに関する共通意識を持ち、相互理解を図ること。

(3) 目標として起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

脆弱性評価は、基本法第 17 条第 3 項により最悪の事態を想定した上で、科学的見地に基づき、総合的かつ客観的に行うものとされており、国の基本計画及び県の地域計画を参考に、本市の地域特性等を踏まえ、下表のとおり 8 つの「事前に備えるべき目標」とその妨げとなるものとして、30 の「起きてはならない最悪の事態」をガイドラインから抽出し、適宜修正等を行い設定した。

事前に備えるべき目標(8)		プログラムにより回避すべき起きてはならない最悪の事態(30)	
1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限に図られる	1-1	建物・交通施設等の複合的大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
		1-2	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災
		1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生
		1-4	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-5	大規模な火山噴火・土砂災害(深層崩壊*1)等による多数の死者の発生
		1-6	情報伝達の不備等による避難行動等の遅れ等で多数の死傷者の発生
2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の対応も含む)	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停滞
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
		2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的な不足
		2-4	帰宅困難者への水・食料等の供給不足
		2-5	医療施設及び関係者の不足・被災 被災ルートの途絶による医療機能の麻痺
		2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は維持する	3-1	市役所の職員・施設等の被災による機能の大幅低下
4	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
5	大規模自然災害発生直後であっても経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	交通網の寸断等による企業の生産能力低下による企業活動等の停滞
		5-2	物流機能等の大幅な低下
		5-3	食料等の安定供給の停滞
6	大規模自然災害発生直後であっても生活・経済活動等に必要最低限の電気・ガス・上下水道・燃料・交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	ライフライン(電気・ガス・上下水道)の長期間にわたる機能停止
		6-2	地域交通ネットワークが分断する事態
7	制御不能な二次災害を発生させない	7-1	市街地での大規模火災の発生
		7-2	沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
		7-3	ため池、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		7-4	有害物質の大規模拡散・流出
		7-5	農地・森林等の荒廃による被害の拡大

*1 深層崩壊：山崩れ、がけ崩れなどの斜面崩壊のうち、すべり面が表層崩壊よりも深部で発生し、表土層だけでなく深層の地盤までもが崩壊土塊となる比較的規模の大きな崩壊現象をいう。

8	大規模自然災害発生直後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	道路啓開*1等の復旧・復興を担う(専門家・コーディネーター・労働者・地域に精通した技術者等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3	地域コミュニティの崩壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-4	有形文化財の損傷・崩壊や無形文化財の衰退・喪失からの復旧が大幅に遅れる事態
		8-5	道路等の基幹インフラの損傷により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(4) 評価の実施手順

30の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、それを回避するための現行施策を抽出し、現行施策で対応が十分かどうか、脆弱性の分析・評価を実施した。さらに、分野ごとの取り組み状況が明確となるよう施策分野ごとに整理した。

4-2 評価のポイント

「起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果」は「別紙」のとおりであり、この評価結果を踏まえた脆弱性評価結果のポイントは以下のとおりである。

(1) 施策の重点化を図りつつ、ハード対策とソフト対策の適切な組合せが必要

防災・減災など地域強靱化に関する施策については、各部局の計画に沿って取組みを進めている。しかし、これまでの想定を超える災害が発生していること、実施主体の能力や財源に限りがあることを踏まえると、地域強靱化に関する施策をその基本目標(人命の保護が最大限に図られる、重要な機能が致命的な障害を受けずに維持される、被害の最小化、迅速な復旧・復興)に照らしてできるだけ早期に高水準なものとするためには、施策の重点化を図るとともに、横断的な施策の連携を図り、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせる必要がある。

(2) 代替性・冗長性*2等の確保が必要

大規模な自然災害に対応するためには、個々の施設の耐震性などをいかに高めても万全とは言えない。特に、行政、産業、交通・物流等の分野においては、システム等が一旦途絶えると、その影響は甚大であり、バックアップ体制の整備等により、代替性・冗長性を確保する必要がある。

(3) 国・県、民間等との連携が必要

個々の施策の実施主体は、市だけでなく国・県、民間事業者、NPO、市民など多岐にわたる。

市以外の実施主体が効率的、効果的に施策を実施するためには、強靱化を担う人材の育成など組織体制の強化が必要不可欠であるとともに、各実施主体との徹底した情報提供・共有や各主体間の連携が必要不可欠である。

*1 道路啓開：災害時に、人命救助や緊急物資の輸送のため緊急車両等が通行できるよう、早急に最低限のがれき処理を行い、簡易な段差修正により救援ルートを開けることである。

*2 冗長性：余分な部分が付加されていること。またそれにより、機能の安定化が図られていること。

(4) より良い復興（Build Back Better）を意識した備えが必要

災害時の迅速な復旧復興は重要であるが、単に元に戻すことのみを目指すのではなく、復旧復興の機会に、地域の土地利用や産業構造、社会資本の将来のあり方を見据え、また、地域独自の文化や生活様式等の伝承の視点も加えて、より強靱なまちづくり・地域づくりを実践できるよう、地域の将来を担う世代も参画したビジョン形成等の準備を平時から進めておく必要がある。

第5章 地域強靱化の推進方針

5-1 施策分野

市地域計画の対象となる施策の分野は、脆弱性評価を行うに当たり設定した、以下の8の個別施策分野と4の横断的分野とする。

（個別施策分野）

①行政機能／消防／防災教育等、②住宅・都市、③保健医療・福祉、④産業、⑤交通・物流、⑥農林水産、⑦地域保全、⑧環境

（横断的分野）

①リスクコミュニケーション、②人材育成、③官民連携、④老朽化対策

5-2 施策分野ごとの地域強靱化の推進方針

5-1で設定した12の施策分野ごとの推進方針を以下に示す。

これらの12の推進方針は、8つの目標に照らして必要な対応を施策の分野ごとに分類して取りまとめたものである。

1 個別施策分野（8分野）

①行政機能／消防／防災教育等

（市の施設の耐震化の促進）

発災後の活動拠点となる市の施設が被災すると、避難や救助活動等に悪影響を及ぼすことが想定される。このため、市の施設の耐震化を推進する。

1-2-①、3-1-①【総務課・財政課・防災安全課・市民生活課・福祉課・健康増進課・長寿介護課・農政課・耕地林務課・茶業課・都市政策課・水道課・知覧特攻平和会館・教育総務課・社会教育課・保健体育課・文化財課・まちづくり推進課・新庁舎建設推進課】

（防災訓練や防災教育等の推進）

学校や職場、地域の自治会等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育を推進する。

1-1-④【防災安全課・学校教育課】

（情報伝達手段の多様化・確実化）

防災行政無線設備の強靱化を確保するとともに、自治会放送の無線化・デジタル化の推進、市ホームページ、テレビのデータ放送など情報伝達手段の多様化・確実化に努める。

1-6-①、4-2-②【防災安全課】

（市役所の人員・体制整備）

情報収集・提供手段の整備が進む一方で、それらにより得られた情報の効果的な利活用をより一層充実させることが課題であり、特に情報収集・提供の主要な主体である市の人員・体制を整

備する。

1-6-③、3-1-②【総務課・防災安全課・企画課】

（消防施設の機能維持）

消防団詰所の耐震化、非常用電源の設置、消防車両の計画的な更新など、大規模災害発生時にも機能維持が可能となる対策を促進する。

2-3-①【防災安全課】

（消防の体制等の強化、災害派遣チームなどの人材の養成・確保）

消防において災害対応能力強化のための体制・装備資機材等の充実強化を推進する。加えて、消防団の体制・装備・訓練の充実強化や、水防団、自主防災組織の充実強化を推進する。さらに、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）*1など派遣隊の受入態勢を整えておく。

2-3-②【防災安全課】

（消防団への加入促進）

消防団員確保のため、広報活動等行い加入促進を図る。

2-3-③【防災安全課】

（消防団員の技術力向上）

地域防災力の要である消防団員の知識・技術の習得や資質向上のため、大規模災害対応消防団員の養成訓練や、消防学校における教育訓練をさらに促進する。

2-3-④【防災安全課】

（電力供給遮断時の電力確保）

電力供給遮断等の非常時に、避難所や防災拠点において避難住民の生活等に不可欠な電力や災害応急対策の指揮、情報伝達等のための電力の確保に努める。

6-1-②【総務課・防災安全課・健康増進課・教育総務課・社会教育課・保健体育課・まちづくり推進課】

（市役所LANの冗長化等）

障害や災害等による業務停止の防止を図るため、機器・通信回線等の冗長化やサーバー仮想化基盤に搭載する情報システムの遠隔地でのバックアップを図る。

3-1-③【企画課】

*1 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）：正式名は国土交通省緊急災害対策派遣隊。大規模災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に、国土交通省が被災地方公共団体に対して、円滑かつ迅速に災害対応の支援を行うために、隊員を派遣する。

（市役所BCP*1の策定等）

市役所における業務継続計画（BCP）の策定、見直し及び実効性向上を促進することにより、業務継続体制を強化する。

3-1-④【総務課】

（住民への防災情報提供）

住民への災害情報提供にあたり、市と自治会が連携して、災害時に支障をきたさないようそれらの対策を推進する。また、地域の防災対策や建築物の耐震化を進める。

4-2-①【防災安全課】

（災害時の対応能力向上のためのコミュニティ力強化）

災害発災時の対応能力向上のために、自主防災組織による訓練や地区防災計画の策定を推進する。

8-3-①【防災安全課】

（救助活動能力の向上）

大規模地震災害など過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、消防の体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化・整備を図るとともに、通信基盤・施設の堅牢化・高度化等を推進する。

また、消防団、自主防災組織の充実強化を推進する。

7-1-①【防災安全課】

（発災後の渋滞の回避）

交通情報を活用し交通状況を把握し的確な交通規制を実施すると同時に、迂回路の設定、誘導施設・安全施設を配置し、避難路や緊急交通路を確保する。

7-1-④、7-2-②【建設課】

（消防施設の耐震化、情報通信機能の耐災害性の強化）

消防施設の耐災害性を強化する。また、情報通信機能の耐災害性の強化、高度化を推進する。

7-3-②【防災安全課】

*1 BCP（業務継続計画）：BCP（Business Continuity Plan）は、企業においては事業継続計画、行政組織においては業務継続計画と呼ばれる。これは、組織が自然災害などの緊急事態の発生により、組織自らも被災し、利用できる資源に制約がある状況下であっても、中核となる事業の継続あるいは重要業務の早期着手・復旧を可能とするため、優先的に実施すべき業務を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源確保等をあらかじめ定める計画のことである。

（文化財の保護管理）

文化財の所有者または管理者に対する防災体制の確立・指導を行うとともに、文化財の耐災害性の強化を促進する。

8-4-①【文化財課】

②住宅・都市

（住宅・建築物の耐震化の促進）

大規模地震が発生した場合、市街地における住宅・建築物の倒壊により、多数の人的被害が想定される。このため、市街地における住宅・建築物の耐震化を促進する。

1-1-①【都市政策課】

（多数の者が利用する建築物の耐震化の促進）

大規模地震が発生した場合、不特定多数の者が利用する建築物の倒壊により、多数の人的被害が想定される。このため、不特定多数の者が利用する建築物については、特に耐震化を促進する。

1-2-②【都市政策課】

（避難場所や避難路の確保、避難所の耐震化の促進等）

広域にわたる大規模津波が発生した際に避難行動に後れを生じると、多数の死傷者が発生することが予想されることから、津波防災地域づくり、地域の防災力を高める避難場所や避難路の確保、避難所等の耐震化、情報伝達手段の多様化・耐災害性の強化による住民への適切で確実な災害情報の提供、火災予防・危険物事故防止対策等の取り組みを推進する。

1-3-①【総務課・防災安全課・都市政策課・健康増進課・教育総務課・社会教育課
・保健体育課・まちづくり推進課】

（市街地等の整備推進）

大規模地震等が発生した場合、住宅密集地や市街地において大規模火災が発生し、多数の死傷者が発生するなどの被害が想定されるため、住宅密集地における災害に強いまちづくりを推進する。

7-1-②【都市政策課】

（造成宅地の防災・減災対策の促進）

大規模地震における盛土造成地の滑動崩落の宅地被害を防ぐため、大規模盛土造成地の危険性について調査し、マップの公表・高度化を図り、宅地の安全性の「見える化」や事前対策を促進する。

1-1-⑤【都市政策課】

（都市公園等の整備推進）

大規模地震等が発生した場合、市街地での大規模火災が発生することが想定されるため、災害発生時の避難・救援活動の場となる都市公園等を確保する。

7-1-③【都市政策課】

（津波避難計画の適切な見直し）

本市においては平成 25 年 3 月に「南九州市津波避難計画」を策定しているが、内容の充実及び不断の見直しを行い、その内容を周知徹底する。

1-3-④【防災安全課】

（水道施設の耐震化等の促進）

災害時等において水道施設が被災した場合、住民生活や社会生活に必要不可欠な水の供給に支障をきたす恐れがあることから、被害の発生を抑制し影響を小さくするため、水道施設の耐震化を促進する。

2-1-④、2-6-③、6-1-③【水道課】

（応急給水体制の整備）

災害時等において水道施設が被災した場合、住民生活や社会生活に必要不可欠な水の供給に支障をきたす恐れがあることから、被災した水道施設の迅速な把握に努めるとともに、必要に応じた応援給水や水道施設の災害復旧を図る。

2-1-⑤【水道課】

（公共下水道施設の老朽化対策の推進）

大規模地震等が発生した場合、公共下水道施設が被災し、長期間にわたり機能を停止する恐れがあるため、公共下水道施設の老朽化に対する機能診断を H30 年度に実施し、これに基づく老朽化対策を速やかに策定し、施設の安全性を高める。

2-6-⑤、6-1-⑤【水道課】

（下水道 B C P の策定）

大規模地震等が発生した場合、下水施設が被災し、長期間にわたる機能停止のおそれや疫病・感染症等の大規模発生が想定されるため、簡易な下水道 B C P を策定したところであり、今後更なる内容の充実を図り、下水を速やかに排除、処理する体制を整える。

2-6-②、6-1-④【水道課】

（帰宅困難者の受入体制）

本市における帰宅困難者は、鹿児島県立川辺高校・鹿児島県立薩南工業高校・鹿児島県立頴娃高校への市外からの通学者及び事業所等の従業員が想定され、それぞれの施設管理者等と連携を図りながら対策を検討する。

2-4-①【防災安全課・福祉課】

（一時滞在施設の確保）

帰宅困難者の受入に必要な一時滞在施設の確保を図る。

2-4-②【防災安全課・福祉課】

③保健医療・福祉

（食料及び飲料水等の備蓄の推進）

大規模災害時における一定期間の食料・飲料水等の供給停止に備えるため、計画的に食料・飲料水等の備蓄に取り組む。また地域住民に対しては家庭において最低３日、推奨１週間分の備蓄を働きかける。

2-1-①、2-2-③【防災安全課】

（民間事業者との物資等調達協定締結の促進）

本市では、民間事業者と災害時に不足する食料・飲料水等物資の供給に関する協定を締結しているが、さらに災害協定を促進し、物資調達・供給体制を確保する。

2-1-②【防災安全課】

（備蓄物資の供給体制等の構築）

備蓄物資や流通備蓄物資の搬出・搬入について、適正かつ迅速な物資の確保・供給を行うため、受援体制を構築する。

2-1-③、2-4-③、5-3-④【防災安全課】

（感染症の発生・まん延防止）

浸水被害等による感染症の発生予防・まん延防止のため、消毒・害虫駆除等を適切に実施する。

2-6-①【市民生活課】

④産業

（情報通信機能の耐災害性の強化）

震度６弱以上の地震が想定される多くの地域や津波浸水地域については、屋外施設や重要家屋の被災及び電柱の折損などにより通信設備の損壊等が発生し、音声通信やパケット通信の利用困難が予想される。このため、公共施設等を中心とした耐災害性を有する情報通信機能の強化を図る。

4-1-①【企画課】

（防災拠点等への再エネ設備等の導入）

災害により電力会社からの電力供給が遮断された際に、防災拠点や避難所の機能を維持できるような多様性を確保し、従来の非常用発電機に加え、「災害に強く、環境負荷の小さい地域づくり」を行うために、再生可能エネルギーと蓄電池、燃料電池等を合わせた自立・分散型エネルギーの導入を図る。

6-1-①【企画課】

⑤交通・物流

（交通施設、沿線・沿道建築物の耐震化）

大規模地震が発生した場合、鉄道等の交通施設及び沿道建築物の複合的な倒壊により交通が遮断され、避難や応急対応に障害が及ぶことが想定される。このため、交通施設及び沿線・沿道建築物の耐震化を促進する。

1-1-②、7-2-①【都市政策課】

（無電柱化の推進）

大規模地震が発生した場合、電柱の倒壊により道路交通が阻害され、避難に障害が及ぶことが想定されるため、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間業者との情報共有及び連絡体制の強化を図るとともに、市街地等における道路上の無電柱化を進め、快適な歩行空間と景観まちづくりを推進し、災害時にも確実な避難や応急対策活動が出来るよう道路の安全性を高める。

1-1-③【建設課・都市政策課】

（国県道及び市道の整備推進）

災害時の緊急輸送・避難路を確保するため、国県道と市道の整備を進める。

2-1-⑦、2-5-①、5-1-①、5-2-①、5-3-②、6-2-②【建設課】

（道路の防災対策の推進）

道路施設が被災すると、避難・救助活動・応急復旧活動等に障害が及ぶことが想定されるため、地震・津波・洪水・土砂災害・高潮・高波対策等の道路の防災・震災対策を確実に推進する。

2-2-②、2-5-②、5-1-②、5-2-②、5-3-③、6-2-③、8-5-①【建設課】

（物資輸送ルートの確保）

大規模自然災害が発生した際、避難・支援・輸送のための陸上ルートが寸断され、被災地での食料・飲料水等生命に関わる物資供給が長期停止することが予想される。このため、道路施設などの耐震性等の機能強化を推進するとともに、既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策を確実に実施する。

2-1-⑥、5-3-①【建設課・商工観光課】

（港湾・漁港施設の老朽化等の対策）

大規模自然災害が発生した際、海上からの物資・人員・資機材等輸送、エネルギー供給が出来なければ、陸上交通が寸断された被災地での救助・救急活動、生活・経済活動、物流機能等や復旧復興への多大な影響が想定される。このため、港湾において、一般定期点検診断を実施のうえ維持管理計画を更新し、計画に基づく維持工事等により、施設の老朽化対策及び機能強化を実施する。また、漁港においては管理者である鹿児島県と連携を図り老朽化と機能強化の対策を図る。

8-5-②【建設課・商工観光課】

（孤立集落対策）

災害発生時には、道路の寸断により孤立集落が発生する恐れがあるため、既存施設等の点検の結果を踏まえ、防災対策を要する箇所についてのハード対策を確実に行之、災害に強い道路づくりを推進する。

2-2-①【建設課】

（緊急物資の輸送体制の構築）

大規模自然災害等の発生した場合に緊急に必要となる食料・飲料水・生活物資などの確保を円滑に行うため、緊急物資の集積拠点の整備を推進する。

5-3-⑤【防災安全課】

（災害時の物資等輸送ルートの代替性、冗長性の確保）

災害時の物資等の輸送ルートを確実に確保するため、地震、津波、水害、土砂災害、雪害、降灰対策等を着実に進めるとともに、国県道と市道の連携等による複数輸送ルートの確保を図る。また、迂回路として活用できる農道等について、幅員、通行可能荷重等の情報を道路管理者間で共有する。

6-2-①【建設課・耕地林務課】

（道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の確保・育成）

地震、津波、水害、土砂災害、雪害等の災害時に道路啓開等を担う建設業においては若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展等による担い手不足が懸念されるところであり、担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る。

8-2-①【建設課】

⑥農林水産

（農道等・農道橋の保全対策の推進）

造成後年数が経過し老朽化が進展していることから、施設の機能診断、機能保全計画の策定を進め、長寿命化対策を推進する。

5-3-⑥【耕地林務課】

（農業水利施設等の保全対策の推進）

造成後年数が経過し老朽化が進展していることから、施設の機能診断、機能保全計画の策定を進め、耐震化及び長寿命化対策を推進する。

5-3-⑦【耕地林務課】

（農業集落排水施設等の老朽化対策の推進）

大規模地震等が発生した場合、農業集落排水施設等が被災し、長期間にわたり機能を停止する恐れがあるため、農業集落排水施設等の老朽化に対する機能診断を H30 年度に実施し、これに基づく老朽化対策を速やかに策定し、施設の安全性を高める。

2-6-④、6-1-⑥【水道課】

（農業用ため池の維持管理）

大規模地震が発生した場合、施設の決壊等により人的被害を与える恐れのある農業用ため池（防災重点ため池）について、点検診断を実施し、改修の必要な施設については対策を実施するとともに、災害が起きた場合に備えて被害想定区域、避難場所、避難経路を示したハザードマップの作成を行い、ハード整備とソフト対策を一体的に推進する。

7-3-①【耕地林務課】

（適切な森林整備の推進）

適期に施業が行われていない森林や、伐採したまま植栽等が実施されていない森林は、台風や集中豪雨等により大規模な森林被害が発生し、森林の公益的機能の発揮に支障をきたす恐れがあるため、間伐や伐採跡地の再造林等の適切な森林整備を推進する。

7-5-①【耕地林務課】

（農地浸食防止対策の推進）

豪雨が発生した場合、農用地の土壌流出や法面の崩壊が生じ、農用地の浸食や下流人家等への土砂流入等の被害が及ぶことが想定される。このため、災害を未然に防止するための農地浸食防止対策や土砂崩壊防止対策等を推進する。

7-5-③【耕地林務課】

（農地における鳥獣被害防止対策の推進）

鳥獣による農作物被害により、耕作放棄地の発生や集落機能の低下が想定されるため、「寄せ付けない」、「侵入を防止する」、「個体数を減らす」の3つを柱としたソフト・ハード両面にわたる総合的な対策を推進する。

7-5-④【農政課】

（森林における鳥獣被害の防止対策）

鳥獣による被害を受けた森林等は、健全性が低下し荒廃することで、山地災害の発生につながる恐れがある。このような事態を未然に防ぐため、鳥獣被害の防止対策を図る。

7-5-⑤【耕地林務課】

（漁港施設の老朽化等の対策）

大規模自然災害が発生した際、漁船や漁港背後集落等への被害が想定されることから、管理者である鹿児島県と連携を図り老朽化と機能強化の対策を図る。

8-5-③【商工観光課】

⑦地域保全

（海岸防災林の整備）

大規模津波が発生した場合、津波の襲来により海岸背後地への大規模な被害が想定される。海岸防災林は、津波に対する減勢効果を持つことから、着実に整備を推進するとともに、その機能の維持・向上を図る。

1-3-②【耕地林務課】

（水門・樋門等の操作等）

津波等が発生した際に水門・樋門の開閉作業がされていない場合、大規模な浸水被害が発生する一方、開閉作業の際に操作従事者が危険にさらされることが想定されるため、操作従事者の安全確保を最優先とする効果的な水門・樋門の整備や適正な管理運用を推進する。

1-3-③【建設課・都市政策課・商工観光課・耕地林務課】

（河川の適正な維持管理による洪水対策）

洪水を安全に流下させるための河道の掘削、築堤・護岸の整備などを随時実施しているが、近年気候変動による集中豪雨の発生が増加傾向にあり、大規模洪水により甚大な浸水被害が予想される。このため整備の必要性、緊急性などを総合的に判断しながら整備を進める。

1-4-①【建設課】

（防災情報の提供）

県が策定した浸水想定区域や土砂災害警戒区域の更新に基づいて、防災ハザードマップの更新を行う。

1-6-②【防災安全課】

（山地の災害防止の推進）

集中豪雨の発生頻度の増加等により、林地の崩壊など大規模な山地災害の発生が懸念される。このため、山地災害の恐れのある「山地災害危険地区」について治山施設や森林の整備を推進する。

1-5-①、7-5-②【耕地林務課】

（土砂災害対策の推進）

市内の土砂災害危険箇所における砂防施設や急傾斜地崩壊対策の計画的な整備を推進し、土砂災害に対する安全度の向上を図る。

1-5-②【建設課】

（浄化槽台帳システムの整備等）

大規模地震が発生した場合、浄化槽が被災し、長期間にわたり機能を停止する恐れがあるため、老朽化した単独浄化槽から災害に強い合併浄化槽への転換を促進するとともに、災害時の浄化槽の使用可否の伝達・仮設トイレの設置状況の把握等に利する浄化槽台帳システムの整備及び内容充実を図る。

6-1-⑦【市民生活課】

⑧環境

（公共下水道施設の老朽化対策の推進）

大規模地震等が発生した場合、公共下水道施設が被災し、長期間にわたり機能を停止する恐れがあるため、公共下水道施設の老朽化に対する機能診断を H30 年度に実施し、これに基づく老朽化対策を速やかに策定し、施設の安全性を高める。

2-6-⑤、6-1-⑤【水道課】

（有害物質の流出対策等）

大規模自然災害の発生に伴う有害物質の大規模拡散・流出等による環境への悪影響を防止するため、国・県と連携して対応する。

7-4-①【市民生活課】

（ストックヤード*1の確保）

大規模自然災害が発生した場合、建物の浸水や倒壊等により多量の災害廃棄物が発生することが想定される。早急な復旧、復興のためには、災害廃棄物を段階的に仮置きするためのストックヤードが必要であるため、災害廃棄物の段階的な処分に応じたストックヤードの確保を推進する。

8-1-①【市民生活課】

（災害時における廃棄物処理等の協力に関する協定の締結）

大規模自然災害が発生した場合、建物の浸水や倒壊等により多量の災害廃棄物が発生し、通常の廃棄物処理体制では適正な処理が困難になることが想定される。このため、災害廃棄物処理について、鹿児島県産業資源循環協会等と協定を締結し、さらなる協力体制の構築を推進する。

8-1-②【市民生活課】

（災害廃棄物処理実行計画の策定）

大規模自然災害が発生した場合、通常の廃棄物処理体制では適正な処理が困難になることが想定されるため災害廃棄物処理計画を策定したが、本計画は最大規模の災害を想定し策定されていることから、実際に想定される災害の廃棄物処理実行計画を策定し、計画の実効性向上と人材育成を図る。

8-1-③【市民生活課】

*1 スtockヤード：災害廃棄物を一時的に保管する施設。

2 横断的分野

①リスクコミュニケーション

- ・自助、共助、公助の理念に基づき、国、県、市町村、民間業者、関係団体、住民などあらゆる主体が連携・協働した自発的な取組を双方向のコミュニケーションにより促進する。また、全ての世代を通じて生涯にわたり国土強靱化に関する教育、訓練、啓発を実施することにより、地域のリスクを正しく認知・共有し、強靱な地域社会を築き、被害を減少させる。
- ・リスクコミュニケーションを進める上で基本となる地域コミュニティにおいては、住民の社会的ななかかわりの増進及び地域力を強化することが、女性、高齢者、子ども、障がい者、観光客、外国人等への配慮を含めた住民同士の助け合い・連携による災害対応能力の向上、災害後の心のケアにつながることを重視し、必要な取組を推進する。また、防災ボランティア等による地域を守る組織、団体の後方支援等を含む主体的な活動を促進する。
- ・「自助」、「共助」の取り組みを、行政による「公助」と連携してさらに拡大させ、防災力を高めるための普及啓発・連携の取り組みを展開するとともに、地域強靱化に対する市民の意識を高める取り組みを推進する。
- ・BCPの策定や実効性の向上、住宅・建築物の耐震化、家具類の転倒防止対策、多様な水源・エネルギー源の活用、備蓄など、個人や家庭、地域、企業、団体等における地域強靱化への投資や取り組みを促進するための普及・啓発、情報提供を進める。

②人材育成

- ・災害発生時の公助による人命救助等の対応能力の向上を図るため、広域支援や夜間対応などの様々な事態も想定した各種の実践的な訓練等を通じて、防災機関における人材の育成を推進する。他方、被災者の生活の迅速な復旧を図るため、指定避難所の運営管理、罹災証明書交付などの多様な災害対応業務を円滑にできる行政職員の育成を推進する。
- ・道路啓開、除雪作業、迅速な復旧・復興、平時におけるインフラメンテナンス等を担う地域に精通した建設業の技能労働者等人材の確保・育成を図る。
- ・防災ボランティア活動の後方支援等をはじめとして、地域を守る主体的な活動を促進するため、地域社会等において指導者・リーダーなどの人材を育成する。

③官民連携

- ・道路啓開や緊急復旧工事、指定避難所の運営管理や生活支援、緊急支援物資の調達や輸送といった災害対応に、民間事業者や地域の専門家等の有するスキル・ノウハウ、民間事業者の施設・設備や組織体制等を活用するための官民連携を促進する。これを実効あるものとするために、市と民間事業者や業界団体との協定の締結、連携を反映した各個の計画や地域等で連携した計画の策定、実践的な訓練の実施等を推進する。また、自主防災組織の充実強化を進める。
- ・災害時において防災ボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるよう、関係機関との連携体制の構築を図る。

④老朽化対策

- ・市有施設等には老朽化の進んだものもあり、今後多くの施設において大規模改修などが必要となるなど、維持管理・修繕等に係る経費はますます増大することが見込まれるが、適切で計画

的な維持管理、長寿命化等に努めることで、財政負担の軽減・平準化を図る。

- ・施設の点検・診断を実施し、適切な時期に必要な対策を行うとともに、点検・診断の結果や対策履歴等の情報を適切に管理・蓄積し、次の点検・診断に活用するというメンテナンスサイクルの構築を推進する。

第6章 市地域計画の推進と不断の見直し

6-1 他の計画等の必要な見直し

本計画は、地域強靱化という観点から、総合計画や地域防災計画などを始めとする様々な分野の計画等の指針となるものであることから、本計画で示された指針に基づき、他の計画においては、必要に応じて所要の検討を行い、本計画との整合性を図るものとする。

6-2 南九州市国土強靱化地域計画の不断の見直し

本市の地域強靱化の実現に向けては、中長期的な展望を描きつつ、今後の地域強靱化を取り巻く社会経済情勢の変化や、国全体の強靱化政策の推進状況等に応じた施策の推進が必要となることから、本計画の推進期間はおおむね5年間（令和3年度～7年度）とする。

なお、計画期間内においても、施策の進捗や社会情勢の大きな変化等により、見直しが必要な場合は、適宜見直しの検討を行うものとする。

6-3 プログラムの推進と重点化

推進方針の策定に当たっては、限られた資源で効率的・効果的に地域強靱化を進めるため、施策の重点化を行いながら進める必要がある。

このため、第4章で実施した脆弱性評価の結果を踏まえ、「人命の保護」を最優先として、事態が回避されなかった場合の影響の大きさ、緊急度などの視点や、国や県の基本計画との一体性等を総合的に勘案し、30の「プログラムにより回避すべき起きてはならない最悪の事態」のうち、重点化すべきプログラムとして、次のとおり11のプログラムを選定した。

この重点化プログラムについては、その重要性に鑑み、進捗状況、関係部署等における施策の具現化の状況を踏まえつつ、更なる重点化を含め取組の一層の推進に努めるものとする。

事前に備えるべき目標(6)		重点化すべきプログラムに係る回避すべき起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）(11)	
1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限に図られる	1-1	建物・交通施設等の複合的大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
		1-2	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災
		1-5	大規模な火山噴火・土砂災害(深層崩壊)等による多数の死者の発生
		1-6	情報伝達の不備等による避難行動等の遅れ等で多数の死傷者の発生
2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の対応も含む)	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停滞
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は維持する	3-1	市役所の職員・施設等の被災による機能の大幅低下
5	大規模自然災害発生直後であっても経済活動を機能不全に陥らせない	5-3	食料等の安定供給の停滞
6	大規模自然災害発生直後であっても生活・経済活動等に必要最低限の電気・ガス・上下水道・燃料・交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	ライフライン(電気・ガス・上下水道)の長期間にわたる機能停止

7	制御不能な二次災害を発生させない	7-1	市街地での大規模火災の発生
		7-5	農地・森林等の荒廃による被害の拡大

【重点化の視点】

事 項	内 容
影響の大きさ	当該施策を講じない場合、大規模自然災害の発生時にどの程度重大な影響を及ぼすか。
緊急度	想定するリスクに照らし、どの程度の緊急性があるか。
施策の進捗	全国水準や指標目標に照らし、どの程度進捗しているか。
平時の活用	当該施策が、大規模自然災害の発生時のみならず、平時の課題解決にも有効に機能するものか。
地域特性	当該施策が、本市の地域特性に関し効果的かどうか。

重点化すべきプログラムに係る回避すべき起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）（11）		重要業績指標
1-1	建物・交通施設等の複合的大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生	【都市政策課】住宅の耐震化率：53.3%（Ｒ２）→90.0%（Ｒ７）
1-2	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災	【総務課ほか】公共施設等の耐震化率：87.5%（Ｒ２）→90.0%（Ｒ７）
1-5	大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死者の発生	【耕地林務課】山地災害危険箇所の整備率：64%（Ｒ１）→65%（Ｒ６）
1-6	情報伝達の不備等による避難行動等の遅れ等で多数の死傷者の発生	【防災安全課】自治会放送施設のデジタル化に関する適正化：Ｒ６年１１月までに全自治会で完了
2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停滞	【建設課】道路整備率（１、２級市道）：（Ｒ１）98.10%→（Ｒ４）98.50%
2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	【建設課】道路整備率（１、２級市道）：（Ｒ１）98.10%→（Ｒ４）98.50%
3-1	市役所の職員・施設等の被災による機能の大幅低下	【総務課ほか】公共施設等の耐震化率：87.5%（Ｒ２）→90.0%（Ｒ７）
5-3	食料等の安定供給の停滞	【建設課】道路整備率（１、２級市道）：（Ｒ１）98.10%→（Ｒ４）98.50%
6-1	ライフライン（電気・ガス・上下水道）の長期間にわたる機能停止	【水道課】水道施設の耐震化：９%（Ｒ２）→13%（Ｒ７） 【水道課】下水道ＢＣＰの策定：簡易版のみ策定→Ｒ７までに策定 【水道課】公共下水道施設等の老朽化対策の推進： →長寿命化計画及び予算により計画的に更新 【水道課】農業集落排水施設等の老朽化対策の推進： →長寿命化計画及び予算により計画的に更新
7-1	市街地での大規模火災の発生	【建設課】道路整備率（１、２級市道）：（Ｒ１）98.10%→（Ｒ４）98.50%
7-5	農地・森林等の荒廃による被害の拡大	【耕地林務課】山地災害危険箇所の整備率：64%（Ｒ１）→65%（Ｒ６） 【耕地林務課】再造林面積：年間 1.46ha（Ｒ１）→年間 25ha 再造林率：4.69%（Ｒ１）→80.0%（Ｒ５）

別紙 脆弱性評価結果

プログラムごとの脆弱性評価結果

事前に備えるべき目標１：大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限に図られる

１－１ 建物・交通施設等の複合的大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

【脆弱性の分析・評価、課題の検討】

（住宅・建築物の耐震化の促進）

①【都市政策課】大規模地震が発生した場合、市街地における住宅・建築物の倒壊により、多数の人的被害が想定される。このため、市街地における住宅・建築物の耐震化を促進する必要がある。

（交通施設、沿線・沿道建築物の耐震化）

②【都市政策課】大規模地震が発生した場合、鉄道等の交通施設及び沿道建築物の複合的な倒壊により交通が遮断され、避難や応急対応に障害が及ぶことが想定される。このため、交通施設及び沿線・沿道建築物の耐震化を促進する必要がある。

（無電柱化の推進）

③【建設課・都市政策課】大規模地震が発生した場合、電柱の倒壊により道路交通が阻害され、避難に障害が及ぶことが想定されるため、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間業者との情報共有及び連絡体制の強化を図るとともに、市街地等における道路上の無電柱化を進め、快適な歩行空間と景観まちづくりを推進し、災害時にも確実な避難や応急対策活動が出来るよう道路の安全性を高める必要がある。

（防災訓練や防災教育等の推進）

④【防災安全課・学校教育課】学校や職場、地域の自治会等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育を推進する必要がある。

（造成宅地の防災・減災対策の促進）

⑤【都市政策課】大規模地震における盛土造成地の滑動崩落の宅地被害を防ぐため、大規模盛土造成地の危険性について調査し、マップの公表・高度化を図り、宅地の安全性の「見える化」や事前対策を促進する必要がある。

（現在の水準を示す指標）

【都市政策課】住宅・建築物の耐震化率：53.3%（Ｒ２）

１－２ 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災

【脆弱性の分析・評価、課題の検討】

（市の施設の耐震化の促進）

①【総務課・財政課・防災安全課・市民生活課・福祉課・健康増進課・長寿介護課・農政課・耕地林務課・茶業課・都市政策課・水道課・知覧特攻平和会館・教育総務課・社会教育課・保健体

育課・文化財課・まちづくり推進課・新庁舎建設推進課】発災後の活動拠点となる市の施設が被災すると、避難や救助活動等に悪影響を及ぼすことが想定される。このため、市の施設の耐震化を推進する必要がある。

（多数の者が利用する建築物の耐震化の促進）

②【都市政策課】大規模地震が発生した場合、不特定多数の者が利用する建築物の倒壊により、多数の人的被害が想定される。このため、不特定多数の者が利用する建築物については、特に耐震化を促進する必要がある。

（現在の水準を示す指標）

【総務課・財政課・防災安全課・市民生活課・福祉課・健康増進課・長寿介護課・農政課・耕地林務課・茶業課・都市政策課・水道課・知覧特攻平和会館・教育総務課・社会教育課・文化財課・まちづくり推進課】公共施設等の耐震化率：87.5%（R2）

1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生

【脆弱性の分析・評価、課題の検討】

（避難場所や避難路の確保、避難所の耐震化の促進等）

①【総務課・防災安全課・都市政策課・教育総務課・社会教育課・まちづくり推進課】広域にわたる大規模津波が発生した際に避難行動に後れを生じると、多数の死傷者が発生することが予想されることから、津波防災地域づくり、地域の防災力を高める避難場所や避難路の確保、避難所等の耐震化、情報伝達手段の多様化・耐災害性の強化による住民への適切で確実な災害情報の提供、火災予防・危険物事故防止対策等の取り組みを推進する必要がある。

（海岸防災林の整備）

②【耕地林務課】大規模津波が発生した場合、津波の襲来により海岸背後地への大規模な被害が想定される。海岸防災林は、津波に対する減勢効果を持つことから、着実に整備を推進するとともに、その機能の維持・向上を図る必要がある。

（水門・樋門等の操作等）

③【建設課・耕地林務課・都市政策課・商工観光課】津波等が発生した際に水門・樋門の開閉作業がされていない場合、大規模な浸水被害が発生する一方、開閉作業の際に操作従事者が危険にさらされることが想定されるため、操作従事者の安全確保を最優先とする効果的な水門・樋門の整備や適正な管理運用を推進する必要がある。

（津波避難計画の適切な見直し）

④【防災安全課】本市においては平成25年3月に「南九州市津波避難計画」を策定しているが、内容の充実及び不断の見直しを行い、その内容を周知徹底する必要がある。

（現在の水準を示す指標）

1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

【脆弱性の分析・評価、課題の検討】

（河川の適正な維持管理による洪水対策）

①【建設課】洪水を安全に流下させるための河道の掘削、築堤・護岸の整備などを随時実施しているが、近年気候変動による集中豪雨の発生が増加傾向にあり、大規模洪水により甚大な浸水被害が予想される。このため整備の必要性、緊急性などを総合的に判断しながら整備を進める必要がある。

（現在の水準を示す指標）

1-5 大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死者の発生

【脆弱性の分析・評価、課題の検討】

（山地の災害防止の推進）

①【耕地林務課】集中豪雨の発生頻度の増加等により、林地の崩壊など大規模な山地災害の発生が懸念される。このため、山地災害の恐れのある「山地災害危険地区」について治山施設や森林の整備を推進する必要がある。

（土砂災害対策の推進）

②【建設課】市内の土砂災害危険箇所における砂防施設や急傾斜地崩壊対策の計画的な整備を推進し、土砂災害に対する安全度の向上を図る必要がある。

（現在の水準を示す指標）

【耕地林務課】山地災害危険箇所の整備率：64%（R1）

1-6 情報伝達の不備等による避難行動等の遅れ等で多数の死者の発生

【脆弱性の分析・評価、課題の検討】

（情報伝達手段の多様化・確実化）

①【防災安全課】防災行政無線設備の強靱化を確保するとともに、自治会放送の無線化・デジタル化の推進、市ホームページ、テレビのデータ放送など情報伝達手段の多様化・確実化に努める必要がある。

（防災情報の提供）

②【防災安全課】県が策定した浸水想定区域や土砂災害警戒区域の更新に基づいて、防災ハザードマップの更新を行う必要がある。

（市役所の人員・体制整備）

③【総務課・防災安全課・企画課】情報収集・提供手段の整備が進む一方で、それらにより得られた情報の効果的な利活用をより一層充実させることが課題であり、特に情報収集・提供の主要な主体である市の人員・体制を整備する必要がある。

(現在の水準を示す指標)

【防災安全課】自治会放送施設のデジタル化に関する適正化：R 6 年 11 月までに全自治会で完了

事前に備えるべき目標 2：大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命にかかわる物資供給の長期停滞

【脆弱性の分析・評価、課題の検討】

(食料及び飲料水等の備蓄の推進)

①【防災安全課】大規模災害時における一定期間の食料・飲料水等の供給停止に備えるため、計画的に食料・飲料水等の備蓄に取り組む必要がある。また地域住民に対しては家庭において最低 3 日、推奨 1 週間分の備蓄を働きかける必要がある。

(民間事業者との物資等調達協定締結の促進)

②【防災安全課】本市では、民間事業者と災害時に不足する食料・飲料水等物資の供給に関する協定を締結しているが、さらに災害協定を促進し、物資調達・供給体制を確保する必要がある。

(備蓄物資の供給体制等の構築)

③【防災安全課】備蓄物資や流通備蓄物資の搬出・搬入について、適正かつ迅速な物資の確保・供給を行うため、受援体制を構築する必要がある。

(水道施設の耐震化等の促進)

④【水道課】災害時等において水道施設が被災した場合、住民生活や社会生活に必要不可欠な水の供給に支障をきたす恐れがあることから、被害の発生を抑制し影響を小さくするため、水道施設の耐震化を促進する必要がある。

(応急給水体制の整備)

⑤【水道課】災害時等において水道施設が被災した場合、住民生活や社会生活に必要不可欠な水の供給に支障をきたす恐れがあることから、被災した水道施設の迅速な把握に努めるとともに、必要に応じた応援給水や水道施設の災害復旧を図る必要がある。

(物資輸送ルートの確保)

⑥【建設課】大規模自然災害が発生した際、避難・支援・輸送のための陸上ルートが寸断され、被災地での食料・飲料水等生命に関わる物資供給が長期停止することが予想される。このため、道路施設などの耐震性等の機能強化を推進するとともに、既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策を確実に実施する必要がある。

(国県道及び市道の整備推進)

⑦【建設課】災害時の緊急輸送・避難路を確保するため、国県道と市道の整備を進める必要がある。

（現在の水準を示す指標）

【建設課】道路整備率（１、２級市道）：（Ｒ１）98.10%

２－２ 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

【脆弱性の分析・評価、課題の検討】

（孤立集落対策）

①【建設課】災害発生時には、道路の寸断により孤立集落が発生する恐れがあるため、既存施設等の点検の結果を踏まえ、防災対策を要する箇所についてのハード対策を確実に行之、災害に強い道路づくりを推進する必要がある。

（道路の防災対策の推進）

②【建設課】道路施設が被災すると、避難・救助活動・応急復旧活動等に障害が及ぶことが想定されるため、地震・津波・洪水・土砂災害・高潮・高波対策等の道路の防災・震災対策を確実に推進する必要がある。

（食料及び飲料水等の備蓄の推進）

③【防災安全課】大規模災害時における一定期間の食料・飲料水等の供給停止に備えるため、計画的に食料・飲料水等の備蓄に取り組む必要がある。また地域住民に対しては家庭において最低３日、推奨１週間分の備蓄を働きかける必要がある。

（現在の水準を示す指標）

【建設課】道路整備率（１、２級市道）：（Ｒ１）98.10%

２－３ 消防の被災等による救助・救急活動等の絶対的な不足

【脆弱性の分析・評価、課題の検討】

（消防施設の機能維持）

①【防災安全課】消防団詰所の耐震化、非常用電源の設置、消防車両の計画的な更新など、大規模災害発生時にも機能維持が可能となる対策を促進する必要がある。

（消防の体制等の強化、災害派遣チームなどの人材の養成・確保）

②【防災安全課】消防において災害対応能力強化のための体制・装備資機材等の充実強化を推進する必要がある。加えて、消防団の体制・装備・訓練の充実強化や、水防団、自主防災組織の充実強化を推進する。さらに、緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）など派遣隊の受入態勢を整えておく必要がある。

（消防団への加入促進）

③【防災安全課】消防団員確保のため、広報活動等行い加入促進を図る必要がある。

(消防団員の技術力向上)

④【防災安全課】地域防災力の要である消防団員の知識・技術の習得や資質向上のため、大規模災害対応消防団員の養成訓練や、消防学校における教育訓練をさらに促進する必要がある。

(現在の水準を示す指標)

2-4 帰宅困難者への飲料水・食料等の供給不足

【脆弱性の分析・評価、課題の検討】

(帰宅困難者の受入体制)

①【防災安全課・福祉課】本市における帰宅困難者は、鹿児島県立川辺高校・鹿児島県立薩南工業高校・鹿児島県立頴娃高校への市外からの通学者及び事業所等の従業員が想定され、それぞれの施設管理者等と連携を図りながら対策を検討する必要がある。

(一時滞在施設の確保)

②【防災安全課・福祉課】帰宅困難者の受入に必要な一時滞在施設の確保を図る必要がある。

(備蓄物資の供給体制等の構築)

③【防災安全課】備蓄物資や流通備蓄物資の搬出・搬入について、適正かつ迅速な物資の確保・供給を行うため、受援体制を構築する必要がある。

(現在の水準を示す指標)

2-5 医療施設及び関係者の絶対不足・被災。支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

【脆弱性の分析・評価、課題の検討】

(国県道及び市道の整備推進)

①【建設課】災害時の緊急輸送・避難路を確保するため、国県道と市道の整備を進める必要がある。

(道路の防災対策の推進)

②【建設課】道路施設が被災すると、避難・救助活動・応急復旧活動等に障害が及ぶことが想定されるため、地震・津波・洪水・土砂災害・高潮・高波対策等の道路の防災・震災対策を確実に推進する必要がある。

(現在の水準を示す指標)

【建設課】道路整備率(1、2級市道):(R1) 98.10%

2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

【脆弱性の分析・評価、課題の検討】

(感染症の発生・まん延防止)

①【市民生活課】浸水被害等による感染症の発生予防・まん延防止のため、消毒・害虫駆除等を

適切に実施する必要がある。

（下水道ＢＣＰの策定）

②【水道課】大規模地震等が発生した場合、下水施設が被災し、長期間にわたる機能停止のおそれや疫病・感染症等の大規模発生が想定されるため、簡易な下水道ＢＣＰを策定したところであり、今後更なる内容の充実を図り、下水を速やかに排除、処理する体制を整える必要がある。

（水道施設の耐震化等の促進）

③【水道課】災害時等において水道施設が被災した場合、住民生活や社会生活に必要不可欠な水の供給に支障をきたす恐れがあることから、被害の発生を抑制し影響を小さくするため、水道施設の耐震化を促進する必要がある。

（農業集落排水施設等の老朽化対策の推進）

④【水道課】大規模地震等が発生した場合、農業集落排水施設等が被災し、長期間にわたり機能を停止する恐れがあるため、農業集落排水施設等の老朽化に対する機能診断をＨ30年度に実施し、これに基づく老朽化対策を速やかに策定し、施設の安全性を高める必要がある。

（公共下水道施設の老朽化対策の推進）

⑤【水道課】大規模地震等が発生した場合、公共下水道施設が被災し、長期間にわたり機能を停止する恐れがあるため、公共下水道施設の老朽化に対する機能診断をＨ30年度に実施し、これに基づく老朽化対策を速やかに策定し、施設の安全性を高める必要がある。

（現在の水準を示す指標）

【水道課】水道施設の耐震化：９％（Ｒ２）

【水道課】公共下水道施設の老朽化対策の推進：長寿命化計画及び予算により計画的に更新

【水道課】農業集落排水施設等の老朽化対策の推進：長寿命化計画及び予算により計画的に更新

事前に備えるべき目標３：大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は維持する

３－１ 市役所の職員・施設等の機能の大幅な低下

【脆弱性の分析・評価、課題の検討】

（市の施設の耐震化の促進）

①【総務課・財政課・防災安全課・市民生活課・福祉課・健康増進課・長寿介護課・農政課・耕地林務課・茶業課・都市政策課・水道課・知覧特攻平和会館・教育総務課・社会教育課・保健体育課・文化財課・まちづくり推進課・新庁舎建設推進課】発災後の活動拠点となる市の施設が被災すると、避難や救助活動等に悪影響を及ぼすことが想定される。このため、市の施設の耐震化を推進する必要がある。

（市役所の人員・体制整備）

②【総務課・防災安全課・企画課】情報収集・提供手段の整備が進む一方で、それらにより得られた情報の効果的な利活用をより一層充実させることが課題であり、特に情報収集・提供の主要

な主体である市の人員・体制を整備する必要がある。

（市役所LANの冗長化等）

③【企画課】障害や災害等による業務停止の防止を図るため、機器・通信回線等の冗長化やサーバー仮想化基盤に搭載する情報システムの遠隔地でのバックアップを図る必要がある。

（市役所BCPの策定等）

④【総務課】市役所における業務継続計画（BCP）の策定、見直し及び実効性向上を促進することにより、業務継続体制を強化する必要がある。

（現在の水準を示す指標）

【総務課・財政課・防災安全課・市民生活課・福祉課・健康増進課・長寿介護課・農政課・耕地林務課・茶業課・都市政策課・水道課・知覧特攻平和会館・教育総務課・社会教育課・文化財課・まちづくり推進課】公共施設等の耐震化率：87.5%（R2）

事前に備えるべき目標4：大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

【脆弱性の分析・評価、課題の検討】

（情報通信機能の耐災害性の強化）

①【企画課】震度6弱以上の地震が想定される多くの地域や津波浸水地域については、屋外施設や重要家屋の被災及び電柱の折損などにより通信設備の損壊等が発生し、音声通信やパケット通信の利用困難が予想される。このため、公共施設等を中心とした耐災害性を有する情報通信機能の強化を図る必要がある。

（現在の水準を示す指標）

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

【脆弱性の分析・評価、課題の検討】

（住民への防災情報提供）

①【防災安全課・建設課・都市政策課・まちづくり推進課】住民への災害情報提供にあたり、市と自治会が連携して、災害時に支障をきたさないようそれらの対策を推進する必要がある。また、地域の防災対策や建築物の耐震化を進める必要がある。

（情報伝達手段の多様化・確実化）

②【防災安全課】防災行政無線設備の強靱化を確保するとともに、自治会放送の無線化・デジタル化の推進、市ホームページ、テレビのデータ放送など情報伝達手段の多様化・確実化に努める必要がある。

（現在の水準を示す指標）

【防災安全課】自治会放送施設のデジタル化に関する適正化：R6年11月までに全自治会で完了

事前に備えるべき目標５：大規模自然災害発生直後であっても経済活動を機能不全に陥らせない

５－１ 交通網の寸断等による企業の生産能力低下等による企業活動等の停滞

【脆弱性の分析・評価、課題の検討】

（国県道及び市道の整備推進）

①【建設課】災害時の緊急輸送・避難路を確保するため、国県道と市道の整備を進める必要がある。

（道路の防災対策の推進）

②【建設課】道路施設が被災すると、避難・救助活動・応急復旧活動等に障害が及ぶことが想定されるため、地震・津波・洪水・土砂災害・高潮・高波対策等の道路の防災・震災対策を確実に推進する必要がある。

（現在の水準を示す指標）

【建設課】道路整備率（１、２級市道）：（Ｒ１）98.10%

５－２ 物流機能等の大幅な低下

【脆弱性の分析・評価、課題の検討】

（国県道及び市道の整備推進）

①【建設課】災害時の緊急輸送・避難路を確保するため、国県道と市道の整備を進める必要がある。

（道路の防災対策の推進）

②【建設課】道路施設が被災すると、避難・救助活動・応急復旧活動等に障害が及ぶことが想定されるため、地震・津波・洪水・土砂災害・高潮・高波対策等の道路の防災・震災対策を確実に推進する必要がある。

（現在の水準を示す指標）

【建設課】道路整備率（１、２級市道）：（Ｒ１）98.10%→（Ｒ４）98.50%

５－３ 食料等の安定供給の停滞

【脆弱性の分析・評価、課題の検討】

（物資輸送ルートの確保）

①【建設課】大規模自然災害が発生した際、避難・支援・輸送のための陸上ルートが寸断され、被災地での食料・飲料水等生命に関わる物資供給が長期停止することが予想される。このため、道路施設などの耐震性等の機能強化を推進するとともに、既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策を確実に実施する必要がある。

（国県道及び市道の整備推進）

②【建設課】災害時の緊急輸送・避難路を確保するため、国県道と市道の整備を進める必要がある。

(道路の防災対策の推進)

③【建設課】道路施設が被災すると、避難・救助活動・応急復旧活動等に障害が及ぶことが想定されるため、地震・津波・洪水・土砂災害・高潮・高波対策等の道路の防災・震災対策を確実に推進する必要がある。

(備蓄物資の供給体制等の構築)

④【防災安全課】備蓄物資や流通備蓄物資の搬出・搬入について、適正かつ迅速な物資の確保・供給を行うため、受援体制を構築する必要がある。

(緊急物資の輸送体制の構築)

⑤【防災安全課】大規模自然災害等の発生した場合に緊急に必要な食料・飲料水・生活物資などの確保を円滑に行うため、緊急物資の集積拠点の整備を推進する必要がある。

(農道等・農道橋の保全対策の推進)

⑥【耕地林務課】造成後年数が経過し老朽化が進展していることから、施設の機能診断、機能保全計画の策定を進め、長寿命化対策を推進する必要がある。

(農業水利施設等の保全対策の推進)

⑦【耕地林務課】造成後年数が経過し老朽化が進展していることから、施設の機能診断、機能保全計画の策定を進め、耐震化及び長寿命化対策を推進する必要がある。

(現在の水準を示す指標)

【建設課】道路整備率(1、2級市道):(R1)98.10%

事前に備えるべき目標6:大規模自然災害発生直後であっても生活・経済活動等に必要最低限の電気・ガス・上下水道・燃料・交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-1 ライフライン(電気・ガス・上下水道)の長期間にわたる機能停止

【脆弱性の分析・評価、課題の検討】

(防災拠点等への再エネ設備等の導入)

①【企画課】災害により電力会社からの電力供給が遮断された際に、防災拠点や避難所の機能を維持できるような多様性を確保し、従来の非常用発電機に加え、「災害に強く、環境負荷の小さい地域づくり」を行うために、再生可能エネルギーと蓄電池、燃料電池等を合わせた自立・分散型エネルギーの導入を図る必要がある。

(電力供給遮断時の電力確保)

②【総務課・防災安全課・健康増進課・教育総務課・社会教育課・まちづくり推進課】電力供給遮断等の非常時に、避難所や防災拠点において避難住民の生活等に不可欠な電力や災害応急対策の指揮、情報伝達等のための電力の確保に努める必要がある。

(水道施設の耐震化等の促進)

③【水道課】災害時等において水道施設が被災した場合、住民生活や社会生活に必要な水の供給に支障をきたす恐れがあることから、被害の発生を抑制し影響を小さくするため、水道施設の耐震化を促進する必要がある。

(下水道BCPの策定)

④【水道課】大規模地震等が発生した場合、下水施設が被災し、長期間にわたる機能停止のおそれや疫病・感染症等の大規模発生が想定されるため、簡易な下水道BCPを策定したところであり、今後更なる内容の充実を図り、下水を速やかに排除、処理する体制を整える必要がある。

(公共下水道施設の老朽化対策の推進)

⑤【水道課】大規模地震等が発生した場合、公共下水道施設が被災し、長期間にわたり機能を停止する恐れがあるため、公共下水道施設の老朽化に対する機能診断をH30年度に実施し、これに基づく老朽化対策を速やかに策定し、施設の安全性を高める必要がある。

(農業集落排水施設等の老朽化対策の推進)

⑥【水道課】大規模地震等が発生した場合、農業集落排水施設等が被災し、長期間にわたり機能を停止する恐れがあるため、農業集落排水施設等の老朽化に対する機能診断をH30年度に実施し、これに基づく老朽化対策を速やかに策定し、施設の安全性を高める必要がある。

(浄化槽台帳システムの整備等)

⑦【市民生活課】大規模地震が発生した場合、浄化槽が被災し、長期間にわたり機能を停止する恐れがあるため、老朽化した単独浄化槽から災害に強い合併浄化槽への転換を促進するとともに、災害時の浄化槽の使用可否の伝達・仮設トイレの設置状況の把握等に利する浄化槽台帳システムの整備及び内容充実を図る必要がある。

(現在の水準を示す指標)

【水道課】水道施設の耐震化：9%（R2）

【水道課】公共下水道施設の老朽化対策の推進：長寿命化計画及び予算により計画的に更新

【水道課】農業集落排水施設等の老朽化対策の推進：長寿命化計画及び予算により計画的に更新

6-2 地域交通ネットワークが分断する事態

【脆弱性の分析・評価、課題の検討】

(災害時の物資等輸送ルートの代替性、冗長性の確保)

①【建設課・耕地林務課】災害時の物資等の輸送ルートを確実に確保するため、地震、津波、水害、土砂災害、雪害、降灰対策等を着実に進めるとともに、国県道と市道の連携等による複数輸送ルートの確保を図る必要がある。また、迂回路として活用できる農道等について、幅員、通行可能荷重等の情報を道路管理者間で共有する必要がある。

(国県道及び市道の整備推進)

②【建設課】災害時の緊急輸送・避難路を確保するため、国県道と市道の整備を進める必要がある。

（道路の防災対策の推進）

③【建設課】道路施設が被災すると、避難・救助活動・応急復旧活動等に障害が及ぶことが想定されるため、地震・津波・洪水・土砂災害・高潮・高波対策等の道路の防災・震災対策を確実に推進する必要がある。

（現在の水準を示す指標）

【建設課】道路整備率（１、２級市道）：（Ｒ１）98.10%

事前に備えるべき目標７：制御不能な二次災害を発生させない

７－１ 市街地での大規模火災の発生

【脆弱性の分析・評価、課題の検討】

（救助活動能力の向上）

①【防災安全課】大規模地震災害など過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、消防の体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化・整備を図るとともに、通信基盤・施設の堅牢化・高度化等を推進する必要がある。

また、消防団、自主防災組織の充実強化を推進する必要がある。

（市街地等の整備推進）

②【都市政策課】大規模地震等が発生した場合、住宅密集地や市街地において大規模火災が発生し、多数の死傷者が発生するなどの被害が想定されるため、住宅密集地における災害に強いまちづくりを推進する必要がある。

（都市公園等の整備推進）

③【都市政策課】大規模地震等が発生した場合、市街地での大規模火災が発生することが想定されるため、災害発生時の避難・救援活動の場となる都市公園等を確保する必要がある。

（発災後の渋滞の回避）

④【建設課】交通情報を活用し交通状況を把握し的確な交通規制を実施すると同時に、迂回路の設定、誘導施設・安全施設を配置し、避難路や緊急交通路を確保する必要がある。

（現在の水準を示す指標）

７－２ 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

【脆弱性の分析・評価、課題の検討】

（交通施設、沿線・沿道建築物の耐震化）

①【都市政策課】大規模地震が発生した場合、鉄道等の交通施設及び沿道建築物の複合的な倒壊により交通が遮断され、避難や応急対応に障害が及ぶことが想定される。このため、交通施設及

び沿線・沿道建築物の耐震化を促進する必要がある。

（発災後の渋滞の回避）

②【建設課】交通情報を活用し交通状況を把握し的確な交通規制を実施すると同時に、迂回路の設定、誘導施設・安全施設を配置し、避難路や緊急交通路を確保する必要がある。

（現在の水準を示す指標）

【都市政策課】住宅・建築物の耐震化率：53.3%（R2）

7-3 ため池、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

【脆弱性の分析・評価、課題の検討】

（農業用ため池の維持管理）

①【耕地林務課】大規模地震が発生した場合、施設の決壊等により人的被害を与える恐れのある農業用ため池（防災重点ため池）について、点検診断を実施し、改修の必要な施設については対策を実施するとともに、災害が起きた場合に備えて被害想定区域、避難場所、避難経路を示したハザードマップの作成を行い、ハード整備とソフト対策を一体的に推進する必要がある。

（消防施設の耐震化、情報通信機能の耐災害性の強化）

②【防災安全課】消防施設の耐災害性を強化する必要がある。また、情報通信機能の耐災害性の強化、高度化を推進する必要がある。

（現在の水準を示す指標）

【都市政策課】住宅・建築物の耐震化率：53.3%（R2）

7-4 有害物質の大規模拡散・流出

【脆弱性の分析・評価、課題の検討】

（有害物質の流出対策等）

①【市民生活課】大規模自然災害の発生に伴う有害物質の大規模拡散・流出等による環境への悪影響を防止するため、国・県と連携して対応する必要がある。

（現在の水準を示す指標）

7-5 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

【脆弱性の分析・評価、課題の検討】

（適切な森林整備の推進）

①【耕地林務課】適期に施業が行われていない森林や、伐採したまま植栽等が実施されていない森林は、台風や集中豪雨等により大規模な森林被害が発生し、森林の公益的機能の発揮に支障をきたす恐れがあるため、間伐や伐採跡地の再造林等の適切な森林整備を推進する必要がある。

（山地の災害防止の推進）

②【耕地林務課】集中豪雨の発生頻度の増加等により、林地の崩壊など大規模な山地災害の発生

が懸念される。このため、山地災害の恐れのある「山地災害危険地区」について治山施設や森林の整備を推進する必要がある。

（農地浸食防止対策の推進）

③【耕地林務課】豪雨が発生した場合、農用地の土壌流出や法面の崩壊が生じ、農用地の浸食や下流人家等への土砂流入等の被害が及ぶことが想定される。このため、災害を未然に防止するための農地浸食防止対策や土砂崩壊防止対策等を推進する必要がある。

（農地における鳥獣被害防止対策の推進）

④【農政課】鳥獣による農作物被害により、耕作放棄地の発生や集落機能の低下が想定されるため、「寄せ付けない」、「侵入を防止する」、「個体数を減らす」の３つを柱としたソフト・ハード両面にわたる総合的な対策を推進する必要がある。

（森林における鳥獣被害の防止対策）

⑤【耕地林務課】鳥獣による被害を受けた森林等は、健全性が低下し荒廃することで、山地災害の発生につながる恐れがある。このような事態を未然に防ぐため、鳥獣被害の防止対策を図る必要がある。

（現在の水準を示す指標）

【耕地林務課】山地災害危険個所の整備率：64%（R 1）

再造林面積：年間 1.46ha

事前に備えるべき目標 8：大規模自然災害発生直後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【脆弱性の分析・評価、課題の検討】

（ストックヤードの確保）

①【市民生活課】大規模自然災害が発生した場合、建物の浸水や倒壊等により多量の災害廃棄物が発生することが想定される。早急な復旧、復興のためには、災害廃棄物を段階的に仮置きするためのストックヤードが必要であるため、災害廃棄物の段階的な処分に応じたストックヤードの確保を推進する必要がある。

（災害時における廃棄物処理等の協力に関する協定の締結）

②【市民生活課】大規模自然災害が発生した場合、建物の浸水や倒壊等により多量の災害廃棄物が発生し、通常の廃棄物処理体制では適正な処理が困難になることが想定される。このため、災害廃棄物処理について、鹿児島県産業資源循環協会等と協定を締結し、さらなる協力体制の構築を推進する必要がある。

（災害廃棄物処理実行計画の策定）

③【市民生活課】大規模自然災害が発生した場合、通常の廃棄物処理体制では適正な処理が困難

になることが想定されるため災害廃棄物処理計画を策定したが、本計画は最大規模の災害を想定し策定されていることから、実際に想定される災害の廃棄物処理実行計画を策定し、計画の実効性向上と人材育成を図る必要がある。

(現在の水準を示す指標)

8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う(専門家・コーディネーター・労働者・地域に精通した技術者等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【脆弱性の分析・評価、課題の検討】

(道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の確保・育成)

①【建設課】地震、津波、水害、土砂災害、雪害等の災害時に道路啓開等を担う建設業においては若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展等による担い手不足が懸念されるところであり、担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る必要がある。

(現在の水準を示す指標)

8-3 地域コミュニティの崩壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【脆弱性の分析・評価、課題の検討】

(災害時の対応能力向上のためのコミュニティ力強化)

①【防災安全課】災害発災時の対応能力向上のために、自主防災組織による訓練や地区防災計画の策定を推進する必要がある。

(現在の水準を示す指標)

8-4 有形文化財の損傷・崩壊や無形文化財の衰退・喪失からの復旧が大幅に遅れる事態

【脆弱性の分析・評価、課題の検討】

(文化財の保護管理)

①【文化財課】文化財の所有者または管理者に対する防災体制の確立・指導を行うとともに、文化財の耐災害性の強化を促進する必要がある。

(現在の水準を示す指標)

8-5 道路等の基幹インフラの損傷により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【脆弱性の分析・評価、課題の検討】

(道路の防災対策の推進)

①【建設課】道路施設が被災すると、避難・救助活動・応急復旧活動等に障害が及ぶことが想定されるため、地震・津波・洪水・土砂災害・高潮・高波対策等の道路の防災・震災対策を確実に推進する必要がある。

（港湾・漁港施設の老朽化等の対策）

②【建設課・商工観光課】大規模自然災害が発生した際、海上からの物資・人員・資機材等輸送、エネルギー供給が出来なければ、陸上交通が寸断された被災地での救助・救急活動、生活・経済活動、物流機能等や復旧復興への多大な影響が想定される。このため、港湾において、一般定期点検診断を実施のうえ維持管理計画を更新し、計画に基づく維持工事等により、施設の老朽化対策及び機能強化を実施する必要がある。また、漁港においては管理者である鹿児島県と連携を図り老朽化と機能強化の対策を図る必要がある。

（漁港施設の老朽化等の対策）

③【商工観光課】大規模自然災害が発生した際、漁船や漁港背後集落等への被害が想定されることから、管理者である鹿児島県と連携を図り老朽化と機能強化の対策を図る必要がある。

（現在の水準を示す指標）

施策分野ごとの脆弱性評価結果

1 個別施策分野8分野

①行政機能

（市の施設の耐震化の促進）

発災後の活動拠点となる市の施設が被災すると、避難や救助活動等に悪影響を及ぼすことが想定される。このため、市の施設の耐震化を推進する必要がある。【総務課・財政課・防災安全課・市民生活課・福祉課・健康増進課・長寿介護課・農政課・耕地林務課・茶業課・都市政策課・水道課・知覧特攻平和会館・教育総務課・社会教育課・保健体育課・文化財課・まちづくり推進課・新庁舎建設推進課】

（防災訓練や防災教育等の推進）

学校や職場、地域の自治会等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育を推進する必要がある。【防災安全課・学校教育課】

（情報伝達手段の多様化・確実化）

防災行政無線設備の強靱化を確保するとともに、自治会放送の無線化・デジタル化の推進、市ホームページ、テレビのデータ放送など情報伝達手段の多様化・確実化に努める必要がある。【防災安全課・企画課】

（市役所の人員・体制整備）

情報収集・提供手段の整備が進む一方で、それらにより得られた情報の効果的な利活用をより一層充実させることが課題であり、特に情報収集・提供の主要な主体である市の人員・体制を整備する必要がある。【総務課・防災安全課・企画課】

（消防施設の機能維持）

消防団詰所の耐震化、非常用電源の設置、消防車両の計画的な更新など、大規模災害発生時にも機能維持が可能となる対策を促進する必要がある。【防災安全課】

（消防の体制等の強化、災害派遣チームなどの人材の養成・確保）

消防において災害対応能力強化のための体制・装備資機材等の充実強化を推進する必要がある。加えて、消防団の体制・装備・訓練の充実強化や、水防団、自主防災組織の充実強化を推進する必要がある。さらに、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）など派遣隊の受入態勢を整えておく必要がある。【防災安全課】

（消防団への加入促進）

消防団員確保のため、広報活動等行い加入促進を図る必要がある。【防災安全課】

（消防団員の技術力向上）

地域防災力の要である消防団員の知識・技術の習得や資質向上のため、大規模災害対応消防団員の養成訓練や、消防学校における教育訓練をさらに促進する必要がある。【防災安全課】

（電力供給遮断時の電力確保）

電力供給遮断等の非常時に、避難所や防災拠点において避難住民の生活等に不可欠な電力や災害応急対策の指揮、情報伝達等のための電力の確保に努める必要がある。【総務課・防災安全課・健康増進課・教育総務課・社会教育課・まちづくり推進課】

（市役所LANの冗長化等）

障害や災害等による業務停止の防止を図るため、機器・通信回線等の冗長化やサーバー仮想化基盤に搭載する情報システムの遠隔地でのバックアップを図る必要がある。【企画課】

（市役所BCPの策定等）

市役所における業務継続計画（BCP）の策定、見直し及び実効性向上を促進することにより、業務継続体制を強化する必要がある。【総務課】

（住民への防災情報提供）

住民への災害情報提供にあたり、市と自治会が連携して、災害時に支障をきたさないようそれらの対策を推進する必要がある。また、地域の防災対策や建築物の耐震化を進める必要がある。【防災安全課】

（災害時の対応能力向上のためのコミュニティ力強化）

災害発災時の対応能力向上のために、自主防災組織による訓練や地区防災計画の策定を推進する必要がある。【防災安全課】

（救助活動能力の向上）

大規模地震災害など過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、消防の体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化・整備を図るとともに、通信基盤・施設の堅牢化・高度化等を推進する必要がある。

また、消防団、自主防災組織の充実強化を推進する必要がある。【防災安全課】

（発災後の渋滞の回避）

交通情報を活用し交通状況を把握し的確な交通規制を実施すると同時に、迂回路の設定、誘導施設・安全施設を配置し、避難路や緊急交通路を確保する必要がある。【建設課】

（消防施設の耐震化、情報通信機能の耐災害性の強化）

消防施設の耐災害性を強化する必要がある。また、情報通信機能の耐災害性の強化、高度化を推進する必要がある。【防災安全課】

（文化財の保護管理）

文化財の所有者または管理者に対する防災体制の確立・指導を行うとともに、文化財の耐災害性の強化を促進する必要がある。【文化財課】

②住宅・都市

（住宅・建築物の耐震化の促進）

大規模地震が発生した場合、市街地における住宅・建築物の倒壊により、多数の人的被害が想定される。このため、市街地における住宅・建築物の耐震化を促進する必要がある。【都市政策課】

（多数の者が利用する建築物の耐震化の促進）

大規模地震が発生した場合、不特定多数の者が利用する建築物の倒壊により、多数の人的被害が想定される。このため、不特定多数の者が利用する建築物については、特に耐震化を促進する必要がある。【都市政策課】

（避難場所や避難路の確保、避難所の耐震化の促進等）

広域にわたる大規模津波が発生した際に避難行動に後れを生じると、多数の死傷者が発生することが予想されることから、津波防災地域づくり、地域の防災力を高める避難場所や避難路の確保、避難所等の耐震化、情報伝達手段の多様化・耐災害性の強化による住民への適切で確実な災害情報の提供、火災予防・危険物事故防止対策等の取り組みを推進する必要がある。【総務課・防災安全課・都市政策課・健康増進課・教育総務課・社会教育課・まちづくり推進課】

（市街地等の整備推進）

大規模地震等が発生した場合、住宅密集地や市街地において大規模火災が発生し、多数の死傷者が発生するなどの被害が想定されるため、住宅密集地における災害に強いまちづくりを推進する必要がある。【都市政策課】

（造成宅地の防災・減災対策の促進）

大規模地震における盛土造成地の滑動崩落の宅地被害を防ぐため、大規模盛土造成地の危険性について調査し、マップの公表・高度化を図り、宅地の安全性の「見える化」や事前対策を促進する必要がある。【都市政策課】

（都市公園等の整備推進）

大規模地震等が発生した場合、市街地での大規模火災が発生することが想定されるため、災害発生時の避難・救援活動の場となる都市公園等を確保する必要がある。【都市政策課】

（津波避難計画の適切な見直し）

本市においては平成 25 年 3 月に「南九州市津波避難計画」を策定しているが、内容の充実及び不断の見直しを行い、その内容を周知徹底する必要がある。【防災安全課】

（水道施設の耐震化等の促進）

災害時等において水道施設が被災した場合、住民生活や社会生活に必要な水の供給に支障をきたす恐れがあることから、被害の発生を抑制し影響を小さくするため、水道施設の耐震化を促進する必要がある。【水道課】

（応急給水体制の整備）

災害時等において水道施設が被災した場合、住民生活や社会生活に必要な水の供給に支障をきたす恐れがあることから、被災した水道施設の迅速な把握に努めるとともに、必要に応じた応援給水や水道施設の災害復旧を図る必要がある。【水道課】

（公共下水道施設の老朽化対策の推進）

大規模地震等が発生した場合、公共下水道施設が被災し、長期間にわたり機能を停止する恐れがあるため、公共下水道施設の老朽化に対する機能診断を H30 年度に実施し、これに基づく老朽化対策を速やかに策定し、施設の安全性を高める必要がある。【水道課】

（下水道 B C P の策定）

大規模地震等が発生した場合、下水施設が被災し、長期間にわたる機能停止のおそれや疫病・感染症等の大規模発生が想定されるため、簡易な下水道 B C P を策定したところであり、今後更なる内容の充実を図り、下水を速やかに排除、処理する体制を整える必要がある。【水道課】

（帰宅困難者の受入体制）

本市における帰宅困難者は、鹿児島県立川辺高校・鹿児島県立薩南工業高校・鹿児島県立穎娃高校への市外からの通学者及び事業所等の従業員が想定され、それぞれの施設管理者等と連携を図りながら対策を検討する必要がある。【防災安全課・福祉課】

（一時滞在施設の確保）

帰宅困難者の受入に必要な一時滞在施設の確保を図る必要がある。【防災安全課・福祉課】

③保健医療・福祉

（食料及び飲料水等の備蓄の推進）

大規模災害時における一定期間の食料・飲料水等の供給停止に備えるため、計画的に食料・飲料水等の備蓄に取り組む必要がある。また地域住民に対しては家庭において最低 3 日、推奨 1 週間分の備蓄を働きかける必要がある。【防災安全課】

（民間事業者との物資等調達協定締結の促進）

本市では、民間事業者と災害時に不足する食料・飲料水等物資の供給に関する協定を締結しているが、さらに災害協定を促進し、物資調達・供給体制を確保する必要がある。【防災安全課】

(備蓄物資の供給体制等の構築)

備蓄物資や流通備蓄物資の搬出・搬入について、適正かつ迅速な物資の確保・供給を行うため、受援体制を構築する必要がある。【防災安全課】

(感染症の発生・まん延防止)

浸水被害等による感染症の発生予防・まん延防止のため、消毒・害虫駆除等を適切に実施する必要がある。【市民生活課】

④産業

(情報通信機能の耐災害性の強化)

震度6弱以上の地震が想定される多くの地域や津波浸水地域については、屋外施設や重要家屋の被災及び電柱の折損などにより通信設備の損壊等が発生し、音声通信やパケット通信の利用困難が予想される。このため、公共施設等を中心とした耐災害性を有する情報通信機能の強化を図る必要がある。【企画課】

(防災拠点等への再エネ設備等の導入)

災害により電力会社からの電力供給が遮断された際に、防災拠点や避難所の機能を維持できるような多様性を確保し、従来の非常用発電機に加え、「災害に強く、環境負荷の小さい地域づくり」を行うために、再生可能エネルギーと蓄電池、燃料電池等を合わせた自立・分散型エネルギーの導入を図る必要がある。【企画課】

⑤交通・物流

(交通施設、沿線・沿道建築物の耐震化)

大規模地震が発生した場合、鉄道等の交通施設及び沿道建築物の複合的な倒壊により交通が遮断され、避難や応急対応に障害が及ぶことが想定される。このため、交通施設及び沿線・沿道建築物の耐震化を促進する必要がある。【都市政策課】

(無電柱化の推進)

大規模地震が発生した場合、電柱の倒壊により道路交通が阻害され、避難に障害が及ぶことが想定されるため、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間業者との情報共有及び連絡体制の強化を図るとともに、市街地等における道路上の無電柱化を進め、快適な歩行空間と景観まちづくりを推進し、災害時にも確実な避難や応急対策活動が出来るよう道路の安全性を高める必要がある。【建設課・都市政策課】

(国県道及び市道の整備推進)

災害時の緊急輸送・避難路を確保するため、国県道と市道の整備を進める必要がある。【建設課】

(道路の防災対策の推進)

道路施設が被災すると、避難・救助活動・応急復旧活動等に障害が及ぶことが想定されるため、地震・津波・洪水・土砂災害・高潮・高波対策等の道路の防災・震災対策を確実に推進する必要がある。【建設課】

（物資輸送ルートの確保）

大規模自然災害が発生した際、避難・支援・輸送のための陸上ルートが寸断され、被災地での食料・飲料水等生命に関わる物資供給が長期停止することが予想される。このため、道路施設などの耐震性等の機能強化を推進するとともに、既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策を確実に実施する必要がある。【建設課】

（港湾・漁港施設の老朽化等の対策）

大規模自然災害が発生した際、海上からの物資・人員・資機材等輸送、エネルギー供給が出来なければ、陸上交通が寸断された被災地での救助・救急活動、生活・経済活動、物流機能等や復旧復興への多大な影響が想定される。このため、港湾において、一般定期点検診断を実施のうえ維持管理計画を更新し、計画に基づく維持工事等により、施設の老朽化対策及び機能強化を実施する必要がある。また、漁港においては管理者である鹿児島県と連携を図り老朽化と機能強化の対策を図る必要がある。【建設課・商工観光課】

（孤立集落対策）

災害発生時には、道路の寸断により孤立集落が発生する恐れがあるため、既存施設等の点検の結果を踏まえ、防災対策を要する箇所についてのハード対策を確実にを行い、災害に強い道路づくりを推進する必要がある。【建設課】

（緊急物資の輸送体制の構築）

大規模自然災害等の発生した場合に緊急に必要な食料・飲料水・生活物資などの確保を円滑に行うため、緊急物資の集積拠点の整備を推進する必要がある。【防災安全課】

（災害時の物資等輸送ルートの代替性、冗長性の確保）

災害時の物資等の輸送ルートを確実に確保するため、地震、津波、水害、土砂災害、雪害、降灰対策等を着実に進めるとともに、国県道と市道の連携等による複数輸送ルートの確保を図る必要がある。また、迂回路として活用できる農道等について、幅員、通行可能荷重等の情報を道路管理者間で共有する必要がある。【建設課・耕地林務課】

（道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の確保・育成）

地震、津波、水害、土砂災害、雪害等の災害時に道路啓開等を担う建設業においては若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展等による担い手不足が懸念されるところであり、担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る必要がある。【建設課】

⑥農林水産

（農道等・農道橋の保全対策の推進）

造成後年数が経過し老朽化が進展していることから、施設の機能診断、機能保全計画の策定を進め、長寿命化対策を推進する必要がある。【耕地林務課】

（農業水利施設等の保全対策の推進）

造成後年数が経過し老朽化が進展していることから、施設の機能診断、機能保全計画の策定を進め、耐震化及び長寿命化対策を推進する必要がある。【耕地林務課】

（農業集落排水施設等の老朽化対策の推進）

大規模地震等が発生した場合、農業集落排水施設等が被災し、長期間にわたり機能を停止する恐れがあるため、農業集落排水施設等の老朽化に対する機能診断をH30年度に実施し、これに基づく老朽化対策を速やかに策定し、施設の安全性を高める必要がある。【水道課】

（農業用ため池の維持管理）

大規模地震が発生した場合、施設の決壊等により人的被害を与える恐れのある農業用ため池（防災重点ため池）について、点検診断を実施し、改修の必要な施設については対策を実施するとともに、災害が起きた場合に備えて被害想定区域、避難場所、避難経路を示したハザードマップの作成を行い、ハード整備とソフト対策を一体的に推進する必要がある。【耕地林務課】

（適切な森林整備の推進）

適期に施業が行われていない森林や、伐採したまま植栽等が実施されていない森林は、台風や集中豪雨等により大規模な森林被害が発生し、森林の公益的機能の発揮に支障をきたす恐れがあるため、間伐や伐採跡地の再造林等の適切な森林整備を推進する必要がある。【耕地林務課】

（農地浸食防止対策の推進）

豪雨が発生した場合、農用地の土壌流出や法面の崩壊が生じ、農用地の浸食や下流人家等への土砂流入等の被害が及ぶことが想定される。このため、災害を未然に防止するための農地浸食防止対策や土砂崩壊防止対策等を推進する必要がある。【耕地林務課】

（農地における鳥獣被害防止対策の推進）

鳥獣による農作物被害により、耕作放棄地の発生や集落機能の低下が想定されるため、「寄せ付けない」、「侵入を防止する」、「個体数を減らす」の3つを柱としたソフト・ハード両面にわたる総合的な対策を推進する必要がある。【農政課】

（森林における鳥獣被害の防止対策）

鳥獣による被害を受けた森林等は、健全性が低下し荒廃することで、山地災害の発生につながる恐れがある。このような事態を未然に防ぐため、鳥獣被害の防止対策を図る必要がある。【耕地林務課】

（漁港施設の老朽化等の対策）

大規模自然災害が発生した際、漁船や漁港背後集落等への被害が想定されることから、管理者である鹿児島県と連携を図り老朽化と機能強化の対策を図る必要がある。【商工観光課】

⑦地域保全

（海岸防災林の整備）

大規模津波が発生した場合、津波の襲来により海岸背後地への大規模な被害が想定される。海岸防災林は、津波に対する減勢効果を持つことから、着実に整備を推進するとともに、その機能の維持・向上を図る必要がある。【耕地林務課】

（水門・樋門等の操作等）

津波等が発生した際に水門・樋門の開閉作業がされていない場合、大規模な浸水被害が発生する一方、開閉作業の際に操作従事者が危険にさらされることが想定されるため、操作従事者の安全確保を最優先とする効果的な水門・樋門の整備や適正な管理運用を推進する必要がある。【建設課・耕地林務課・都市政策課・商工観光課】

（河川の適正な維持管理による洪水対策）

洪水を安全に流下させるための河道の掘削、築堤・護岸の整備などを随時実施しているが、近年気候変動による集中豪雨の発生が増加傾向にあり、大規模洪水により甚大な浸水被害が予想される。このため整備の必要性、緊急性などを総合的に判断しながら整備を進める必要がある。【建設課】

（防災情報の提供）

県が策定した浸水想定区域や土砂災害警戒区域の更新に基づいて、防災ハザードマップの更新を行う必要がある。【防災安全課】

（山地の災害防止の推進）

集中豪雨の発生頻度の増加等により、林地の崩壊など大規模な山地災害の発生が懸念される。このため、山地災害の恐れのある「山地災害危険地区」について治山施設や森林の整備を推進する必要がある。【耕地林務課】

（土砂災害対策の推進）

市内の土砂災害危険箇所における砂防施設や急傾斜地崩壊対策の計画的な整備を推進し、土砂災害に対する安全度の向上を図る必要がある。【建設課】

（浄化槽台帳システムの整備等）

大規模地震が発生した場合、浄化槽が被災し、長期間にわたり機能を停止する恐れがあるため、老朽化した単独浄化槽から災害に強い合併浄化槽への転換を促進するとともに、災害時の浄化槽の使用可否の伝達・仮設トイレの設置状況の把握等に利する浄化槽台帳システムの整備及び内容充実を図る必要がある。【市民生活課】

⑧環境

（公共下水道施設の老朽化対策の推進）

大規模地震等が発生した場合、公共下水道施設が被災し、長期間にわたり機能を停止する恐れがあるため、公共下水道施設の老朽化に対する機能診断を H30 年度に実施し、これに基づく老朽化対策を速やかに策定し、施設の安全性を高める必要がある。【水道課】

（有害物質の流出対策等）

大規模自然災害の発生に伴う有害物質の大規模拡散・流出等による環境への悪影響を防止するため、国・県と連携して対応する必要がある。【市民生活課】

（ストックヤードの確保）

大規模自然災害が発生した場合、建物の浸水や倒壊等により多量の災害廃棄物が発生することが想定される。早急な復旧、復興のためには、災害廃棄物を段階的に仮置きするためのストックヤードが必要であるため、災害廃棄物の段階的な処分に応じたストックヤードの確保を推進する必要がある。【市民生活課】

（災害時における廃棄物処理等の協力に関する協定の締結）

大規模自然災害が発生した場合、建物の浸水や倒壊等により多量の災害廃棄物が発生し、通常の廃棄物処理体制では適正な処理が困難になることが想定される。このため、災害廃棄物処理について、鹿児島県産業資源循環協会等と協定を締結し、さらなる協力体制の構築を推進する必要がある。【市民生活課】

（災害廃棄物処理実行計画の策定）

大規模自然災害が発生した場合、通常の廃棄物処理体制では適正な処理が困難になることが想定されるため災害廃棄物処理計画を策定したが、本計画は最大規模の災害を想定し策定されていることから、実際に想定される災害の廃棄物処理実行計画を策定し、計画の実効性向上と人材育成を図る必要がある。【市民生活課】

2 横断的分野4分野

①リスクコミュニケーション

○自助、共助、公助の理念に基づき、国、県、市町村、民間業者、関係団体、住民などあらゆる主体が連携・協働した自発的な取組を双方向のコミュニケーションにより促進する必要がある。また、身を守る避難行動の取り方等について、自らの命は自らが守るという意識を持ち、自らの判断で避難行動をとれるよう不断の見直しを行うとともに、学校や職場、地域の自治組織等を通じた、継続的な防災訓練や防災教育等の推進、住民等の自発的な防災活動に関する計画策定等の促進など、全ての世代を通じて生涯にわたり国土強靱化に関する教育、訓練、啓発を実施することにより、地域のリスクを正しく認知・共有し、強靱な地域社会を築き、被害を減少させる必要がある。

○リスクコミュニケーションを進める上で基本となる地域コミュニティにおいては、住民の社会的ななかかわりの増進及び地域力を強化することが、女性、高齢者、子ども、障がい者、観光客、外国人等への配慮を含めた住民同士の助け合い・連携による災害対応能力の向上、災害後の心のケアにつながることを重視し、必要な取組を推進するとともに、復興ビジョンを平時から検討しておくなど、万一の際、復興計画への合意形成を含む、復興事業を円滑に実行できる環境の整備を進める必要がある。また、防災ボランティア等による地域を守る組織、団体の後方支援等を含む主体的な活動を促進する必要がある。

○「自助」、「共助」の取り組みを、行政による「公助」と連携して更に拡大させ、防災力を高めるための普及啓発・連携の取り組みを展開するとともに、地域強靱化に対する県民の意識を高める取り組みを推進する必要がある。

○BCPの策定や実効性の向上、住宅・建築物の耐震化、家具類の転倒防止対策、多様な水源・エネルギー源の活用、整備など、個人や家庭、地域、企業、団体等における地域強靱化への投資や取り組みを推進するための普及・啓発、情報提供等を進める必要がある。

②人材育成

○災害発生時の公助による人命救助等の対応能力の向上を図るため、広域支援や夜間対応などの様々な事態も想定した各種の実践的な訓練等を通じて、防災機関における人材の育成を推進する必要がある。また、災害時医療に携わる職種を横断した人材育成及び体制整備を推進する必要がある。他方、被災者の生活の迅速な復旧を図るため、指定避難所の運営管理、罹災証明書交付などの多様な災害対応業務を円滑に処理できる行政職員を育成する必要がある。

○道路啓開、除雪作業、迅速な復旧・復興、平時におけるインフラメンテナンス等を担う地域に精通した建設業の技能労働者等人材の確保・育成を図る必要がある。

○防災ボランティア活動の後方支援等をはじめとして、地域を守る主体的な活動を促進するため、地域社会等において指導者・リーダーなどの人材を育成する必要がある。

③官民連携

○道路啓開や緊急復旧工事、指定避難所の運営管理や生活支援、緊急支援物資の調達や輸送といった災害対応に、民間事業者や地域の専門家等の有するスキル・ノウハウ、民間事業者の施設・設備や組織体制等を活用するための官民連携を促進する必要がある。これを実効あるものとするために、市と民間事業者や業界団体との協定の締結、連携を反映した各個の計画や地域等で連携した計画の策定、実践的な訓練の実施等を推進、自主防災組織の充実強化を進める必要がある。

○災害時において防災ボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるよう、関係機関との連携体制の構築を図る必要がある。

④老朽化対策

○市有施設等には老朽化の進んだものもあり、今後多くの施設において大規模改修などが必要となる等、維持管理・修繕等に係る経費はますます増大することが見込まれるが、適切で計画的な維持管理、長寿命化等に努めることで、財政負担の軽減・平準化を図る必要がある。

○施設の点検・診断を実施し、適切な時期に必要な対策を行うとともに、点検・診断の結果や対策履歴等の情報を適切に管理・蓄積し、次の点検・診断に活用するというメンテナンスサイクルの構築を推進する必要がある。

プログラムごとの推進方針

事前に備えるべき目標１：大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限に図られる

１－１ 建物・交通施設等の複合的大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

【リスクへの対応方策の検討（推進方針）】

（住宅・建築物の耐震化の促進）

①【都市政策課】大規模地震が発生した場合、市街地における住宅・建築物の倒壊により、多数の人的被害が想定される。このため、市街地における住宅・建築物の耐震化を促進する。

（交通施設、沿線・沿道建築物の耐震化）

②【都市政策課】大規模地震が発生した場合、鉄道等の交通施設及び沿道建築物の複合的な倒壊により交通が遮断され、避難や応急対応に障害が及ぶことが想定される。このため、交通施設及び沿線・沿道建築物の耐震化を促進する。

（無電柱化の推進）

③【建設課・都市政策課】大規模地震が発生した場合、電柱の倒壊により道路交通が阻害され、避難に障害が及ぶことが想定されるため、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間業者との情報共有及び連絡体制の強化を図るとともに、市街地等における道路上の無電柱化を進め、快適な歩行空間と景観まちづくりを推進し、災害時にも確実な避難や応急対策活動が出来るよう道路の安全性を高める。

（防災訓練や防災教育等の推進）

④【防災安全課・学校教育課】学校や職場、地域の自治会等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育を推進する。

（造成宅地の防災・減災対策の促進）

⑤【都市政策課】大規模地震における盛土造成地の滑動崩落の宅地被害を防ぐため、大規模盛土造成地の危険性について調査し、マップの公表・高度化を図り、宅地の安全性の「見える化」や事前対策を促進する。

１－２ 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災

【リスクへの対応方策の検討（推進方針）】

（市の施設の耐震化の促進）

①【総務課・財政課・防災安全課・市民生活課・福祉課・健康増進課・長寿介護課・農政課・耕地林務課・茶業課・都市政策課・水道課・知覧特攻平和会館・教育総務課・社会教育課・保健体育課・文化財課・まちづくり推進課・新庁舎建設推進課】発災後の活動拠点となる市の施設が被災すると、避難や救助活動等に悪影響を及ぼすことが想定される。このため、市の施設の耐震化を推進する。

（多数の者が利用する建築物の耐震化の促進）

②【都市政策課】大規模地震が発生した場合、不特定多数の者が利用する建築物の倒壊により、多数の人的被害が想定される。このため、不特定多数の者が利用する建築物については、特に耐震化を促進する。

1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生

【リスクへの対応方策の検討（推進方針）】

（避難場所や避難路の確保、避難所の耐震化の促進等）

①【総務課・防災安全課・都市政策課・教育総務課・社会教育課・まちづくり推進課】広域にわたる大規模津波が発生した際に避難行動に後れを生じると、多数の死傷者が発生することが予想されることから、津波防災地域づくり、地域の防災力を高める避難場所や避難路の確保、避難所等の耐震化、情報伝達手段の多様化・耐災害性の強化による住民への適切で確実な災害情報の提供、火災予防・危険物事故防止対策等の取り組みを推進する。

（海岸防災林の整備）

②【耕地林務課】大規模津波が発生した場合、津波の襲来により海岸背後地への大規模な被害が想定される。海岸防災林は、津波に対する減勢効果を持つことから、着実に整備を推進するとともに、その機能の維持・向上を図る。

（水門・樋門等の操作等）

③【建設課・耕地林務課・都市政策課・商工観光課】津波等が発生した際に水門・樋門の開閉作業がされていない場合、大規模な浸水被害が発生する一方、開閉作業の際に操作従事者が危険にさらされることが想定されるため、操作従事者の安全確保を最優先とする効果的な水門・樋門の整備や適正な管理運用を推進する。

（津波避難計画の適切な見直し）

④【防災安全課】本市においては平成25年3月に「南九州市津波避難計画」を策定しているが、内容の充実及び不断の見直しを行い、その内容を周知徹底する。

1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

【リスクへの対応方策の検討（推進方針）】

（河川の適正な維持管理による洪水対策）

①【建設課】洪水を安全に流下させるための河道の掘削、築堤・護岸の整備などを随時実施しているが、近年気候変動による集中豪雨の発生が増加傾向にあり、大規模洪水により甚大な浸水被害が予想される。このため整備の必要性、緊急性などを総合的に判断しながら整備を進める。

1-5 大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死者の発生

【リスクへの対応方策の検討（推進方針）】

（山地の災害防止の推進）

①【耕地林務課】集中豪雨の発生頻度の増加等により、林地の崩壊など大規模な山地災害の発生が懸念される。このため、山地災害の恐れのある「山地災害危険地区」について治山施設や森林の整備を推進する。

（土砂災害対策の推進）

②【建設課】市内の土砂災害危険箇所における砂防施設や急傾斜地崩壊対策の計画的な整備を推進し、土砂災害に対する安全度の向上を図る。

1-6 情報伝達の不備等による避難行動等の遅れ等で多数の死者の発生

【リスクへの対応方策の検討（推進方針）】

（情報伝達手段の多様化・確実化）

①【防災安全課】防災行政無線設備の強靱化を確保するとともに、自治会放送の無線化・デジタル化の推進、市ホームページ、テレビのデータ放送など情報伝達手段の多様化・確実化に努める。

（防災情報の提供）

②【防災安全課】県が策定した浸水想定区域や土砂災害警戒区域の更新に基づいて、防災ハザードマップの更新を行う。

（市役所の人員・体制整備）

③【総務課・防災安全課・企画課】情報収集・提供手段の整備が進む一方で、それらにより得られた情報の効果的な利活用をより一層充実させることが課題であり、特に情報収集・提供の主要な主体である市の人員・体制を整備する。

事前に備えるべき目標2：大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命にかかわる物資供給の長期停滞

【リスクへの対応方策の検討（推進方針）】

（食料及び飲料水等の備蓄の推進）

①【防災安全課】大規模災害時における一定期間の食料・飲料水等の供給停止に備えるため、計画的に食料・飲料水等の備蓄に取り組む。また地域住民に対しては家庭において最低3日、推奨1週間分の備蓄を働きかける。

（民間事業者との物資等調達協定締結の促進）

②【防災安全課】本市では、民間事業者と災害時に不足する食料・飲料水等物資の供給に関する協定を締結しているが、さらに災害協定を促進し、物資調達・供給体制を確保する。

（備蓄物資の供給体制等の構築）

③【防災安全課】備蓄物資や流通備蓄物資の搬出・搬入について、適正かつ迅速な物資の確保・供給を行うため、受援体制を構築する。

（水道施設の耐震化等の促進）

④【水道課】災害時等において水道施設が被災した場合、住民生活や社会生活に必要不可欠な水の供給に支障をきたす恐れがあることから、被害の発生を抑制し影響を小さくするため、水道施設の耐震化を促進する。

（応急給水体制の整備）

⑤【水道課】災害時等において水道施設が被災した場合、住民生活や社会生活に必要不可欠な水の供給に支障をきたす恐れがあることから、被災した水道施設の迅速な把握に努めるとともに、必要に応じた応援給水や水道施設の災害復旧を図る。

（物資輸送ルートの確保）

⑥【建設課】大規模自然災害が発生した際、避難・支援・輸送のための陸上ルートが寸断され、被災地での食料・飲料水等生命に関わる物資供給が長期停止することが予想される。このため、道路施設などの耐震性等の機能強化を推進するとともに、既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策を確実に実施する。

（国県道及び市道の整備推進）

⑦【建設課】災害時の緊急輸送・避難路を確保するため、国県道と市道の整備を進める。

2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

【リスクへの対応方策の検討（推進方針）】

（孤立集落対策）

①【建設課】災害発生時には、道路の寸断により孤立集落が発生する恐れがあるため、既存施設等の点検の結果を踏まえ、防災対策を要する箇所についてのハード対策を確実に行之、災害に強い道路づくりを推進する。

（道路の防災対策の推進）

②【建設課】道路施設が被災すると、避難・救助活動・応急復旧活動等に障害が及ぶことが想定されるため、地震・津波・洪水・土砂災害・高潮・高波対策等の道路の防災・震災対策を確実に推進する。

（食料及び飲料水等の備蓄の推進）

③【防災安全課】大規模災害時における一定期間の食料・飲料水等の供給停止に備えるため、計画的に食料・飲料水等の備蓄に取り組む。また地域住民に対しては家庭において最低3日、推奨1週間分の備蓄を働きかける。

2-3 消防の被災等による救助・救急活動等の絶対的な不足

【リスクへの対応方策の検討（推進方針）】

(消防施設の機能維持)

①【防災安全課】消防団詰所の耐震化、非常用電源の設置、消防車両の計画的な更新など、大規模災害発生時にも機能維持が可能となる対策を促進する。

(消防の体制等の強化、災害派遣チームなどの人材の養成・確保)

②【防災安全課】消防において災害対応能力強化のための体制・装備資機材等の充実強化を推進する。加えて、消防団の体制・装備・訓練の充実強化や、水防団、自主防災組織の充実強化を推進する。さらに、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）など派遣隊の受入態勢を整えておく。

(消防団への加入促進)

③【防災安全課】消防団員確保のため、広報活動等を行い加入促進を図る。

(消防団員の技術力向上)

④【防災安全課】地域防災力の要である消防団員の知識・技術の習得や資質向上のため、大規模災害対応消防団員の養成訓練や、消防学校における教育訓練をさらに促進する。

2-4 帰宅困難者への飲料水・食料等の供給不足

【リスクへの対応方策の検討（推進方針）】

(帰宅困難者の受入体制)

①【防災安全課・福祉課】本市における帰宅困難者は、鹿児島県立川辺高校・鹿児島県立薩南工業高校・鹿児島県立頤娃高校への市外からの通学者及び事業所等の従業員が想定され、それぞれの施設管理者等と連携を図りながら対策を検討する。

(一時滞在施設の確保)

②【防災安全課・福祉課】帰宅困難者の受入に必要な一時滞在施設の確保を図る。

(備蓄物資の供給体制等の構築)

③【防災安全課】備蓄物資や流通備蓄物資の搬出・搬入について、適正かつ迅速な物資の確保・供給を行うため、受援体制を構築する。

2-5 医療施設及び関係者の絶対不足・被災。支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

【リスクへの対応方策の検討（推進方針）】

(国県道及び市道の整備推進)

①【建設課】災害時の緊急輸送・避難路を確保するため、国県道と市道の整備を進める。

(道路の防災対策の推進)

②【建設課】道路施設が被災すると、避難・救助活動・応急復旧活動等に障害が及ぶことが想定されるため、地震・津波・洪水・土砂災害・高潮・高波対策等の道路の防災・震災対策を確実に推進する。

2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

【リスクへの対応方策の検討（推進方針）】

（感染症の発生・まん延防止）

①【市民生活課】浸水被害等による感染症の発生予防・まん延防止のため、消毒・害虫駆除等を適切に実施する。

（下水道BCPの策定）

②【水道課】大規模地震等が発生した場合、下水施設が被災し、長期間にわたる機能停止のおそれや疫病・感染症等の大規模発生が想定されるため、簡易な下水道BCPを策定したところであり、今後更なる内容の充実を図り、下水を速やかに排除、処理する体制を整える。

（水道施設の耐震化等の促進）

③【水道課】災害時等において水道施設が被災した場合、住民生活や社会生活に必要不可欠な水の供給に支障をきたす恐れがあることから、被害の発生を抑制し影響を小さくするため、水道施設の耐震化を促進する。

（農業集落排水施設等の老朽化対策の推進）

④【水道課】大規模地震等が発生した場合、農業集落排水施設等が被災し、長期間にわたり機能を停止する恐れがあるため、農業集落排水施設等の老朽化に対する機能診断をH30年度に実施し、これに基づく老朽化対策を速やかに策定し、施設の安全性を高める。

（公共下水道施設の老朽化対策の推進）

⑤【水道課】大規模地震等が発生した場合、公共下水道施設が被災し、長期間にわたり機能を停止する恐れがあるため、公共下水道施設の老朽化に対する機能診断をH30年度に実施し、これに基づく老朽化対策を速やかに策定し、施設の安全性を高める。

事前に備えるべき目標3：大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は維持する

3-1 市役所の職員・施設等の機能の大幅な低下

【リスクへの対応方策の検討（推進方針）】

（市の施設の耐震化の促進）

①【総務課・財政課・防災安全課・市民生活課・福祉課・健康増進課・長寿介護課・農政課・耕地林務課・茶業課・都市政策課・水道課・知覧特攻平和会館・教育総務課・社会教育課・保健体育課・文化財課・まちづくり推進課・新庁舎建設推進課】発災後の活動拠点となる市の施設が被災すると、避難や救助活動等に悪影響を及ぼすことが想定される。このため、市の施設の耐震化を推進する。

(市役所の人員・体制整備)

②【総務課・防災安全課・企画課】情報収集・提供手段の整備が進む一方で、それらにより得られた情報の効果的な利活用をより一層充実させることが課題であり、特に情報収集・提供の主要な主体である市の人員・体制を整備する。

(市役所LANの冗長化等)

③【企画課】障害や災害等による業務停止の防止を図るため、機器・通信回線等の冗長化やサーバー仮想化基盤に搭載する情報システムの遠隔地でのバックアップを図る。

(市役所BCPの策定等)

④【総務課】市役所における業務継続計画(BCP)の策定、見直し及び実効性向上を促進することにより、業務継続体制を強化する。

事前に備えるべき目標4：大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

【リスクへの対応方策の検討(推進方針)】

(情報通信機能の耐災害性の強化)

①【企画課】震度6弱以上の地震が想定される多くの地域や津波浸水地域については、屋外施設や重要家屋の被災及び電柱の折損などにより通信設備の損壊等が発生し、音声通信やパケット通信の利用困難が予想される。このため、公共施設等を中心とした耐災害性を有する情報通信機能の強化を図る。

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

【リスクへの対応方策の検討(推進方針)】

(住民への防災情報提供)

①【防災安全課・建設課・都市政策課・まちづくり推進課】住民への災害情報提供にあたり、市と自治会が連携して、災害時に支障をきたさないようそれらの対策を推進する。また、地域の防災対策や建築物の耐震化を進める。

(情報伝達手段の多様化・確実化)

②【防災安全課】防災行政無線設備の強靱化を確保するとともに、自治会放送の無線化・デジタル化の推進、市ホームページ、テレビのデータ放送など情報伝達手段の多様化・確実化に努める。

事前に備えるべき目標5：大規模自然災害発生直後であっても経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 交通網の寸断等による企業の生産能力低下等による企業活動等の停滞

【リスクへの対応方策の検討(推進方針)】

(国県道及び市道の整備推進)

①【建設課】災害時の緊急輸送・避難路を確保するため、国県道と市道の整備を進める。

（道路の防災対策の推進）

②【建設課】道路施設が被災すると、避難・救助活動・応急復旧活動等に障害が及ぶことが想定されるため、地震・津波・洪水・土砂災害・高潮・高波対策等の道路の防災・震災対策を確実に推進する。

5-2 物流機能等の大幅な低下

【リスクへの対応方策の検討（推進方針）】

（国県道及び市道の整備推進）

①【建設課】災害時の緊急輸送・避難路を確保するため、国県道と市道の整備を進める。

（道路の防災対策の推進）

②【建設課】道路施設が被災すると、避難・救助活動・応急復旧活動等に障害が及ぶことが想定されるため、地震・津波・洪水・土砂災害・高潮・高波対策等の道路の防災・震災対策を確実に推進する。

5-3 食料等の安定供給の停滞

【リスクへの対応方策の検討（推進方針）】

（物資輸送ルートの確保）

①【建設課】大規模自然災害が発生した際、避難・支援・輸送のための陸上ルートが寸断され、被災地での食料・飲料水等生命に関わる物資供給が長期停止することが予想される。このため、道路施設などの耐震性等の機能強化を推進するとともに、既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策を確実に実施する。

（国県道及び市道の整備推進）

②【建設課】災害時の緊急輸送・避難路を確保するため、国県道と市道の整備を進める。

（道路の防災対策の推進）

③【建設課】道路施設が被災すると、避難・救助活動・応急復旧活動等に障害が及ぶことが想定されるため、地震・津波・洪水・土砂災害・高潮・高波対策等の道路の防災・震災対策を確実に推進する。

（備蓄物資の供給体制等の構築）

④【防災安全課】備蓄物資や流通備蓄物資の搬出・搬入について、適正かつ迅速な物資の確保・供給を行うため、受援体制を構築する。

（緊急物資の輸送体制の構築）

⑤【防災安全課】大規模自然災害等の発生した場合に緊急に必要となる食料・飲料水・生活物資などの確保を円滑に行うため、緊急物資の集積拠点の整備を推進する。

（農道等・農道橋の保全対策の推進）

⑥【耕地林務課】造成後年数が経過し老朽化が進展していることから、施設の機能診断、機能保全計画の策定を進め、長寿命化対策を推進する。

（農業水利施設等の保全対策の推進）

⑦【耕地林務課】造成後年数が経過し老朽化が進展していることから、施設の機能診断、機能保全計画の策定を進め、耐震化及び長寿命化対策を推進する。

事前に備えるべき目標6：大規模自然災害発生直後であっても生活・経済活動等に必要最低限の電気・ガス・上下水道・燃料・交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-1 ライフライン(電気・ガス・上下水道)の長期間にわたる機能停止

【リスクへの対応方策の検討（推進方針）】

（防災拠点等への再エネ設備等の導入）

①【企画課】災害により電力会社からの電力供給が遮断された際に、防災拠点や避難所の機能を維持できるような多様性を確保し、従来の非常用発電機に加え、「災害に強く、環境負荷の小さい地域づくり」を行うために、再生可能エネルギーと蓄電池、燃料電池等を合わせた自立・分散型エネルギーの導入を図る。

（電力供給遮断時の電力確保）

②【総務課・防災安全課・健康増進課・教育総務課・社会教育課・まちづくり推進課】電力供給遮断等の非常時に、避難所や防災拠点において避難住民の生活等に不可欠な電力や災害応急対策の指揮、情報伝達等のための電力の確保に努める。

（水道施設の耐震化等の促進）

③【水道課】災害時等において水道施設が被災した場合、住民生活や社会生活に必要不可欠な水の供給に支障をきたす恐れがあることから、被害の発生を抑制し影響を小さくするため、水道施設の耐震化を促進する。

（下水道BCPの策定）

④【水道課】大規模地震等が発生した場合、下水施設が被災し、長期間にわたる機能停止のおそれや疫病・感染症等の大規模発生が想定されるため、簡易な下水道BCPを策定したところであり、今後更なる内容の充実を図り、下水を速やかに排除、処理する体制を整える。

（公共下水道施設の老朽化対策の推進）

⑤【水道課】大規模地震等が発生した場合、公共下水道施設が被災し、長期間にわたり機能を停止する恐れがあるため、公共下水道施設の老朽化に対する機能診断をH30年度に実施し、これに

基づく老朽化対策を速やかに策定し、施設の安全性を高める。

（農業集落排水施設等の老朽化対策の推進）

⑥【水道課】大規模地震等が発生した場合、農業集落排水施設等が被災し、長期間にわたり機能を停止する恐れがあるため、農業集落排水施設等の老朽化に対する機能診断をH30年度に実施し、これに基づく老朽化対策を速やかに策定し、施設の安全性を高める。

（浄化槽台帳システムの整備等）

⑦【市民生活課】大規模地震が発生した場合、浄化槽が被災し、長期間にわたり機能を停止する恐れがあるため、老朽化した単独浄化槽から災害に強い合併浄化槽への転換を促進するとともに、災害時の浄化槽の使用可否の伝達・仮設トイレの設置状況の把握等に利する浄化槽台帳システムの整備及び内容充実を図る。

6-2 地域交通ネットワークが分断する事態

【リスクへの対応方策の検討（推進方針）】

（災害時の物資等輸送ルートの代替性、冗長性の確保）

①【建設課・耕地林務課】災害時の物資等の輸送ルートを確実に確保するため、地震、津波、水害、土砂災害、雪害、降灰対策等を着実に進めるとともに、国県道と市道の連携等による複数輸送ルートの確保を図る。また、迂回路として活用できる農道等について、幅員、通行可能荷重等の情報を道路管理者間で共有する。

（国県道及び市道の整備推進）

②【建設課】災害時の緊急輸送・避難路を確保するため、国県道と市道の整備を進める。

（道路の防災対策の推進）

③【建設課】道路施設が被災すると、避難・救助活動・応急復旧活動等に障害が及ぶことが想定されるため、地震・津波・洪水・土砂災害・高潮・高波対策等の道路の防災・震災対策を確実に推進する。

事前に備えるべき目標7：制御不能な二次災害を発生させない

7-1 市街地での大規模火災の発生

【リスクへの対応方策の検討（推進方針）】

（救助活動能力の向上）

①【防災安全課】大規模地震災害など過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、消防の体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化・整備を図るとともに、通信基盤・施設の堅牢化・高度化等を推進する。

また、消防団、自主防災組織の充実強化を推進する。

（市街地等の整備推進）

②【都市政策課】大規模地震等が発生した場合、住宅密集地や市街地において大規模火災が発生し、多数の死傷者が発生するなどの被害が想定されるため、住宅密集地における災害に強いまちづくりを推進する。

（都市公園等の整備推進）

③【都市政策課】大規模地震等が発生した場合、市街地での大規模火災が発生することが想定されるため、災害発生時の避難・救援活動の場となる都市公園等を確保する。

（発災後の渋滞の回避）

④【建設課】交通情報を活用し交通状況を把握し的確な交通規制を実施すると同時に、迂回路の設定、誘導施設・安全施設を配置し、避難路や緊急交通路を確保する。

7-2 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

【リスクへの対応方策の検討（推進方針）】

（交通施設、沿線・沿道建築物の耐震化）

①【都市政策課】大規模地震が発生した場合、鉄道等の交通施設及び沿道建築物の複合的な倒壊により交通が遮断され、避難や応急対応に障害が及ぶことが想定される。このため、交通施設及び沿線・沿道建築物の耐震化を促進する。

（発災後の渋滞の回避）

②【建設課】交通情報を活用し交通状況を把握し的確な交通規制を実施すると同時に、迂回路の設定、誘導施設・安全施設を配置し、避難路や緊急交通路を確保する。

7-3 ため池、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

【リスクへの対応方策の検討（推進方針）】

（農業用ため池の維持管理）

①【耕地林務課】大規模地震が発生した場合、施設の決壊等により人的被害を与える恐れのある農業用ため池（防災重点ため池）について、点検診断を実施し、改修の必要な施設については対策を実施するとともに、災害が起きた場合に備えて被害想定区域、避難場所、避難経路を示したハザードマップの作成を行い、ハード整備とソフト対策を一体的に推進する。

（消防施設の耐震化、情報通信機能の耐災害性の強化）

②【防災安全課】消防施設の耐災害性を強化する。また、情報通信機能の耐災害性の強化、高度化を推進する。

7-4 有害物質の大規模拡散・流出

【リスクへの対応方策の検討（推進方針）】

（有害物質の流出対策等）

①【市民生活課】大規模自然災害の発生に伴う有害物質の大規模拡散・流出等による環境への悪

影響を防止するため、国・県と連携して対応する。

7-5 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

【リスクへの対応方策の検討（推進方針）】

（適切な森林整備の推進）

①【耕地林務課】適期に施業が行われていない森林や、伐採したまま植栽等が実施されていない森林は、台風や集中豪雨等により大規模な森林被害が発生し、森林の公益的機能の発揮に支障をきたす恐れがあるため、間伐や伐採跡地の再造林等の適切な森林整備を推進する。

（山地の災害防止の推進）

②【耕地林務課】集中豪雨の発生頻度の増加等により、林地の崩壊など大規模な山地災害の発生が懸念される。このため、山地災害の恐れのある「山地災害危険地区」について治山施設や森林の整備を推進する。

（農地浸食防止対策の推進）

③【耕地林務課】豪雨が発生した場合、農用地の土壌流出や法面の崩壊が生じ、農用地の浸食や下流人家等への土砂流入等の被害が及ぶことが想定される。このため、災害を未然に防止するための農地浸食防止対策や土砂崩壊防止対策等を推進する。

（農地における鳥獣被害防止対策の推進）

④【農政課】鳥獣による農作物被害により、耕作放棄地の発生や集落機能の低下が想定されるため、「寄せ付けない」、「侵入を防止する」、「個体数を減らす」の3つを柱としたソフト・ハード両面にわたる総合的な対策を推進する。

（森林における鳥獣被害の防止対策）

⑤【耕地林務課】鳥獣による被害を受けた森林等は、健全性が低下し荒廃することで、山地災害の発生につながる恐れがある。このような事態を未然に防ぐため、鳥獣被害の防止対策を図る。

事前に備えるべき目標8：大規模自然災害発生直後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【リスクへの対応方策の検討（推進方針）】

（ストックヤードの確保）

①【市民生活課】大規模自然災害が発生した場合、建物の浸水や倒壊等により多量の災害廃棄物が発生することが想定される。早急な復旧、復興のためには、災害廃棄物を段階的に仮置きするためのストックヤードが必要であるため、災害廃棄物の段階的な処分に応じたストックヤードの確保を推進する。

（災害時における廃棄物処理等の協力に関する協定の締結）

②【市民生活課】大規模自然災害が発生した場合、建物の浸水や倒壊等により多量の災害廃棄物が発生し、通常の廃棄物処理体制では適正な処理が困難になることが想定される。このため、災害廃棄物処理について、鹿児島県産業資源循環協会等と協定を締結し、さらなる協力体制の構築を推進する。

（災害廃棄物処理実行計画の策定）

③【市民生活課】大規模自然災害が発生した場合、通常の廃棄物処理体制では適正な処理が困難になることが想定されるため災害廃棄物処理計画を策定したが、本計画は最大規模の災害を想定し策定されていることから、実際に想定される災害の廃棄物処理実行計画を策定し、計画の実効性向上と人材育成を図る。

8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う（専門家・コーディネーター・労働者・地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【リスクへの対応方策の検討（推進方針）】

（道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の確保・育成）

①【建設課】地震、津波、水害、土砂災害、雪害等の災害時に道路啓開等を担う建設業においては若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展等による担い手不足が懸念されるところであり、担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る。

8-3 地域コミュニティの崩壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【リスクへの対応方策の検討（推進方針）】

（災害時の対応能力向上のためのコミュニティ力強化）

①【防災安全課】災害発災時の対応能力向上のために、自主防災組織による訓練や地区防災計画の策定を推進する。

8-4 有形文化財の損傷・崩壊や無形文化財の衰退・喪失からの復旧が大幅に遅れる事態

【リスクへの対応方策の検討（推進方針）】

（文化財の保護管理）

①【文化財課】文化財の所有者または管理者に対する防災体制の確立・指導を行うとともに、文化財の耐災害性の強化を促進する。

8-5 道路等の基幹インフラの損傷により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【リスクへの対応方策の検討（推進方針）】

（道路の防災対策の推進）

①【建設課】道路施設が被災すると、避難・救助活動・応急復旧活動等に障害が及ぶことが想定されるため、地震・津波・洪水・土砂災害・高潮・高波対策等の道路の防災・震災対策を確実に推進する。

（港湾・漁港施設の老朽化等の対策）

②【建設課・商工観光課】大規模自然災害が発生した際、海上からの物資・人員・資機材等輸送、エネルギー供給が出来なければ、陸上交通が寸断された被災地での救助・救急活動、生活・経済活動、物流機能等や復旧復興への多大な影響が想定される。このため、港湾において、一般定期点検診断を実施のうえ維持管理計画を更新し、計画に基づく維持工事等により、施設の老朽化対策及び機能強化を実施する。また、漁港においては管理者である鹿児島県と連携を図り老朽化と機能強化の対策を図る。

（漁港施設の老朽化等の対策）

③【商工観光課】大規模自然災害が発生した際、漁船や漁港背後集落等への被害が想定されることから、管理者である鹿児島県と連携を図り老朽化と機能強化の対策を図る。

南九州市国土強靱化地域計画

地域強靱化推進方針に基づく取組等一覧(計画期間令和3年度～令和7年度)

関連施策名	事業名	事業種別	路線名・河川名・施設名等	工区名等	対象地域 〇〇町〇〇(大字)	事業 概要	事業 主体	関係省庁	リスク シナリオ
市の施設の耐震化の促進	地域防災拠点建築物整備緊急促進事業	補助事業	市有施設		南九州市	施設整備	市	国土交通省	1-2 3-1
市の施設の耐震化の促進	新庁舎建設事業	市単独事業	南九州市新庁舎	知覧地域	知覧町郡	庁舎建設	市		1-2 3-1
消防の体制等の強化	消防防災施設整備費補助金	交付金事業	耐震性貯水槽	南九州市内	南九州市内	施設整備	市	総務省	2-3
消防の体制等の強化	緊急消防援助隊施設整備費補助金	交付金事業	消防団ポンプ自動車2台	南九州市内	知覧町郡頴娃町別府	車両購入	市	総務省	2-3
国・県道の整備	道路改築事業	直轄事業	国道225号	両添地区	川辺町両添	現道拡幅	国	国土交通省	2-1 2-5
国・県道の整備	道路改築事業	直轄事業	国道225号	平山地区	川辺町平山	現道拡幅	国	国土交通省	2-1 2-5
国・県道の整備	道路改築事業	直轄事業	国道225号	清水工区	川辺町清水	局部改良	国	国土交通省	2-1 2-5
国・県道の整備	道路改築事業	交付金事業	(一)飯山喜入線	飯山工区	頴娃町牧之内	バイパス工事	県	国土交通省	2-1 2-5
国・県道の整備	道路改築事業	県単独事業	(主)石垣加世田線	水成川2工区	頴娃町別府	現道拡幅	県	国土交通省	2-1 2-5
国・県道の整備	道路改築事業	県単独事業	(主)石垣加世田線	下山田工区	川辺町下山田	現道拡幅	県	国土交通省	2-1 2-5
国・県道の整備	道路改築事業	県単独事業	(主)石垣加世田線	本別府工区	川辺町本別府	現道拡幅	県	国土交通省	2-1 2-5
国・県道の整備	道路改築事業	県単独事業	(一)霜出川辺線	高田工区	川辺町高田	現道拡幅	県	国土交通省	2-1 2-5
国・県道の整備	特定交通安全施設等整備事業	交付金事業	県道頴娃川辺線		市内全域	情報提供装置	県		2-1 2-5
国・県道の整備	道路改築事業	県単独事業	南九州市内国県道		市内全域	現道拡幅	県		2-1 2-5
国・県道の整備	道路改築事業	交付金事業	(一)飯山喜入線	谷場工区	頴娃町牧之内	現道拡幅	県	国土交通省	2-1 2-5
国・県道の整備	道路改築事業	県単独事業	(一)霜出南別府線	南別府工区	知覧町南別府	現道拡幅	県		2-1 2-5
国・県道の整備	道路改築事業	県単独事業	(主)石垣加世田線	松山2工区	知覧町西元	現道拡幅	県		2-1 2-5
国・県道の整備	道路改築事業	県単独事業	(一)阿多川辺線	田部田工区	川辺町田部田	現道拡幅	県		2-1 2-5
避難路の確保 (防災対策及び老朽化対策)	道路補修(橋梁)事業	補助事業	(主)鹿児島川辺線	穴瀧橋	南九州市神殿	橋梁補修	県	国土交通省	2-1 2-5
避難路の確保 (防災対策及び老朽化対策)	道路補修(トンネル)事業	交付金事業	(主)鹿児島川辺線	軸屋	南九州市神殿	トンネル補修	県	国土交通省	2-1 2-5
避難路の確保 (防災対策及び老朽化対策)	道路補修(トンネル)事業	交付金事業	(主)頴娃川辺線	鳥越他1	南九州市	トンネル補修	県	国土交通省	2-1 2-5
避難路の確保 (防災対策及び老朽化対策)	道路災害防除事業	補助事業	(主)石垣加世田線	本別府	川辺町本別府	道路法面	県	国土交通省	2-1 2-5
避難路の確保 (防災対策及び老朽化対策)	道路補修(舗装)事業	交付金事業	(一)霜出南別府線他2路線	南別府他	南九州市	舗装補修	県	国土交通省	2-1 2-5
防災情報の提供	総合流域防災事業	交付金事業	二級河川万之瀬川他	-	県内一円	情報基盤	県	国土交通省	1-4
ダムの長寿命化	総合流域防災事業	交付金事業	二級河川万之瀬川	川辺ダム	川辺町神殿	ダム施設改良	県	国土交通省	1-4
土石流対策	通常砂防事業	交付金事業	田代第2谷川	田代第2谷川	川辺町清水	堰堤工	県	国土交通省	1-5
土石流対策	総合流域防災対策事業(緊急改築)	交付金事業		薩摩南部圏域	薩摩圏域	堰堤改良工等	県	国土交通省	1-5
土石流対策	通常砂防事業	交付金事業	南九州市内土砂災害防止区域		市内全域	堰堤工	県		1-5
道路の防災対策の推進	橋梁修繕事業	補助事業	石飛橋他	南九州市	市内全域	橋梁補修	市	国土交通省	2-1 2-5
道路の防災対策の推進	トンネル修繕事業	補助事業	花園トンネル		川辺町清水	トンネル補修	市	国土交通省	2-1 2-5
市道の整備促進	道路改築事業	交付金事業	番所線	別府工区	頴娃町別府	現道拡幅	市	国土交通省	2-1 2-5 5-1 5-2 5-3
市道の整備促進	道路改築事業	交付金事業	小原霜出線	西元工区	知覧町西元	現道拡幅	市	国土交通省	2-1 2-5 5-1 5-2 5-3
市道の整備促進	道路改築事業	市単独事業	小田線		頴娃町郡	現道拡幅	市		2-1 2-5 5-1 5-2 5-3

南九州市国土強靱化地域計画

地域強靱化推進方針に基づく取組等一覧(計画期間令和3年度～令和7年度)

関連施策名	事業名	事業種別	路線名・河川名・施設名等	工区名等	対象地域 ○○町○○(大字)	事業 概要	事業 主体	関係省庁	リスク シナリオ
市道の整備促進	道路改築事業	交付金事業	中村下門線		頴娃町牧之内	現道拡幅	市	内閣府	2-1 2-5 5-1 5-2 5-3
市道の整備促進	道路改築事業	市単独事業	浮辺永里線		知覧町永里	舗装補修	市		2-1 2-5 5-1 5-2 5-3
市道の整備促進	道路改築事業	市単独事業	清水横堀線		川辺町清水	現道拡幅	市		2-1 2-5 5-1 5-2 5-3
市道の整備促進	道路改築事業	交付金事業	遠見ヶ尾君野線		川辺町上山田	現道拡幅	市	内閣府	2-1 2-5 5-1 5-2 5-3
市道の整備促進	道路改築事業	市単独事業	大山大倉野線		川辺町下山田	現道拡幅	市		2-1 2-5 5-1 5-2 5-3
市道の整備促進	道路改築事業	交付金事業	瀬世松崎線	宮工区	川辺町宮	現道拡幅	市	内閣府	2-1 2-5 5-1 5-2 5-3
市道の整備促進	道路改築事業	交付金事業	小松ヶ尾線		川辺町田部田	現道拡幅	市	内閣府	2-1 2-5 5-1 5-2 5-3
市道の整備促進	道路改築事業	交付金事業	瀬谷大野岳線	郡工区	頴娃町郡	現道拡幅	市	国土交通省	2-1 2-5 5-1 5-2 5-3
市道の整備促進	道路改築事業	交付金事業	後岳線		知覧町郡	現道拡幅	市	内閣府	2-1 2-5 5-1 5-2 5-3
市道の整備促進	道路改築事業	市単独事業	南九州市内市道		市内全域	現道拡幅	市		2-1 2-5 5-1 5-2 5-3
市道の整備促進	道路改築事業	市単独事業	石垣松永線		頴娃町別府	現道拡幅	市		2-1 2-5
市道の整備促進	道路改築事業	市単独事業	大川門之浦線		知覧町南別府	現道拡幅	市		2-1 2-5
市道の整備促進	道路改築事業	交付金事業	木佐貫原下線	郡工区	知覧町郡	現道拡幅	市	国土交通省	2-1 2-5 5-1 5-2 5-3
市道の整備促進	道路改築事業	交付金事業	高田大久保線	本別府工区	川辺町本別府	現道拡幅	市	内閣府	2-1 2-5 5-1 5-2 5-3
市道の整備促進	道路改築事業	交付金事業	小野厚地線	小野工区	川辺町小野	現道拡幅	市	内閣府	2-1 2-5 5-1 5-2 5-3
市道の整備促進	道路改築事業	交付金事業	横峯打出口線	瀬世工区	知覧町瀬世	現道拡幅	市	内閣府	2-1 2-5 5-1 5-2 5-3

南九州市国土強靱化地域計画

地域強靱化推進方針に基づく取組等一覧(計画期間令和3年度～令和7年度)

関連施策名	事業名	事業種別	路線名・河川名・施設名等	工区名等	対象地域 〇〇町〇〇(大字)	事業 概要	事業 主体	関係省庁	リスク シナリオ
市道の整備促進	道路改築事業	交付金事業	永田原田線	下山田工区	川辺町下山田	現道拡幅	市	内閣府	2-1 2-5 5-1 5-2 5-3
市道の整備促進	道路改築事業	交付金事業	瀬世松崎線	西元工区	知覧町西元	現道拡幅	市	内閣府	2-1 2-5 5-1 5-2 5-3
市道の整備促進	道路改築事業	交付金事業	麓陣ヶ山線	郡工区	頤娃町郡	現道拡幅	市	内閣府	2-1 2-5 5-1 5-2 5-3
土砂災害対策の推進	急傾斜地崩壊対策事業	県単事業	県単急傾斜地崩壊対策事業	鶴田地区	頤娃町御領	法面工	市		1-5
土砂災害対策の推進	急傾斜地崩壊対策事業	県単事業	県単急傾斜地崩壊対策事業	野間大久保地区	川辺町野間	法面工	市		1-5
土砂災害対策の推進	急傾斜地崩壊対策事業	県単事業	県単急傾斜地崩壊対策事業	小田代地区	川辺町野間	法面工	市		1-5
土砂災害対策の推進	急傾斜地崩壊対策事業	補助事業	急傾斜地崩壊対策事業	今村地区	川辺町田部田	法面工	県	国土交通省	1-5
土砂災害対策の推進	急傾斜地崩壊対策事業	補助事業	南九州市内土砂災害防止区域		市内全域	法面工	市		1-5
土砂災害対策の推進	急傾斜地崩壊対策事業	補助事業	急傾斜地崩壊対策事業	大山1地区	川辺町下山田	法面工	県	国土交通省	1-5
土砂災害対策の推進	急傾斜地崩壊対策事業	補助事業	急傾斜地崩壊対策事業	郡1地区	頤娃町郡	法面工	県	国土交通省	1-5
港湾耐災害性強化	埋塞対策事業	交付金事業	南九州市内港湾		市内全域	浚渫	市		2-1
河川の整備	総合流域防災事業	交付金事業	南九州内河川		市内全域	河川改修	県		1-4
住宅・建築物の耐震化の促進	公営住宅等整備事業	交付金事業	市有公営住宅		南九州市	公営住宅整備等	市	国土交通省	1-1
住宅・建築物の耐震化の促進	住宅市街地総合整備事業	交付金事業	市内民間建築物		南九州市	住宅市街地整備等	市	国土交通省	1-1
住宅・建築物の耐震化の促進	優良建築物等整備事業	交付金事業	市内民間建築物		南九州市	優良建築物等整備	市	国土交通省	1-1
多数の者が利用する建築物の耐震化の促進 避難場所や避難路の確保、避難所の耐震化の促進等	住宅・建築物安全ストック形成事業	交付金事業	市有公営住宅及び市内民間建築物		南九州市	木造耐震補助等	市	国土交通省	1-2 1-3
住宅・建築物の耐震化の促進	公営住宅等ストック総合改善事業	交付金事業	市有公営住宅		南九州市	住戸改善等	市	国土交通省	1-1
住宅・建築物の耐震化の促進	住宅地区改良事業等(空き家再生)	交付金事業	市内危険空き家		南九州市	特定空き家解体補助	市	国土交通省	1-1
避難所や避難経路の確保、避難所の耐震化の促進	狭あい道路整備等促進事業等	交付金事業	市内狭あい道路等		南九州市	狭あい道路整備等	市	国土交通省	1-3
造成宅地の防災・減災対策の促進	宅地耐震化推進事業	補助事業	大規模盛土造成地箇所	？/37箇所	南九州市内	危険盛土箇所の対策等	市	国土交通省	1-1
無電柱化等の促進	街路整備事業	補助事業	市街地における都市計画道路		南九州市内	都市計画道路の整備	市・県	国土交通省	1-1
無電柱化等の促進	電線共同溝整備事業	補助事業	市街地等における無電柱化推進路線		南九州市内	市街地の無電柱化	市・県	国土交通省	1-1
無電柱化の促進	街なみ環境整備事業	交付金事業	知覧麓地区	-	知覧町郡地内	電柱無電柱化	市	国土交通省	1-1
市街地等の整備推進	都市防災総合推進事業	補助事業	市内全域		南九州市内	都市部の防災対策	市	国土交通省	7-1
市街地等の整備推進	集約都市形成支援事業	補助事業	市内全域		南九州市内	計画策定等	市	国土交通省	7-1
水門・樋門等の操作等	緊急自然災害対策事業	地方債	市が管理する水門等		南九州市内	水門改修	市	総務省	1-3
都市公園等の整備推進	公園施設長寿命化対策支援事業	交付金事業	南九州市内都市公園		南九州市内	公園施設の改修	市	国土交通省	7-1
農道等・農道橋の保全対策の推進	農地整備事業(通作・保全)	交付金事業	市道鬼口大隣線		知覧町塩屋 ～頤娃町郡	橋梁・路面補修等	県	農林水産省	5-3
農道等・農道橋の保全対策の推進	農地整備事業(通作・一般)	交付金事業	農道		南九州市	拡幅舗装	県	農林水産省	5-3
農道等・農道橋の保全対策の推進	農地耕作条件改善事業	補助事業	農道		南九州市	舗装新設	市	農林水産省	5-3
農道等・農道橋の保全対策の推進	農業・農村活性化推進施設等整備事業	県単事業	農道		南九州市内	舗装新設	市	農林水産省	5-3
農道等・農道橋の保全対策の推進	森林管理道整備事業	補助事業	林道大谷山内ヶ谷線		川辺町・枕崎市	林道開設	県	農林水産省	5-3
農道等・農道橋の保全対策の推進	林業専用道整備事業	補助事業	林道辨才天線		知覧町永里～郡	林道開設	市	農林水産省	5-3

南九州市国土強靱化地域計画

地域強靱化推進方針に基づく取組等一覧(計画期間令和3年度～令和7年度)

関連施策名	事業名	事業種別	路線名・河川名・施設名等	工区名等	対象地域 〇〇町〇〇(大字)	事業 概要	事業 主体	関係省庁	リスク シナリオ
農道等・農道橋の保全対策の推進	林業専用道整備事業	交付金事業	林道八反畑・桑代線		知覧町郡～永里	林道開設	市	内閣府	5-3
農業水利施設等の保全対策の推進	農業水利等長寿命化・防災減災事業	交付金事業	水利施設等		南九州市	機能保全計画	県	農林水産省	5-3
農業水利施設等の保全対策の推進	農業水利等長寿命化・防災減災事業	交付金事業	水利施設等		南九州市	施設整備	県・市	農林水産省	5-3
農業水利施設等の保全対策の推進	農業用河川耕作物応急対策事業	補助事業	亀銅		川辺町中山田	頭首工改修	県	農林水産省	5-3
農業水利施設等の保全対策の推進	水利施設等保全高度化事業	交付金事業	水管理システム		頴娃町・指宿市	施設更新	県	農林水産省	5-3
農業水利施設等の保全対策の推進	畑地帯総合整備事業(担い手支援型、一般)	補助事業	畑かん施設		知覧町・頴娃町	施設更新	県	農林水産省	5-3
農業水利施設等の保全対策の推進	基幹水利施設管理事業	補助事業	国営南薩土地改良施設		頴娃町・指宿市	施設管理	市	農林水産省	5-3
農業水利施設等の保全対策の推進	農業・農村活性化推進施設等整備事業	県単事業	用水路		南九州市内	用水路改修	市	農林水産省	5-3
農業用ため池の維持管理	農業水利等長寿命化・防災減災事業	交付金事業	ため池等		南九州市	機能保全計画等	県・市	農林水産省	7-3
農業用ため池の維持管理	農業水利等長寿命化・防災減災事業	交付金事業	ため池等		南九州市	施設整備	県・市	農林水産省	7-3
適切な森林整備の推進	里山林総合対策事業	県単事業	民有林		南九州市	森林整備	市	農林水産省	7-5
適切な森林整備の推進	市有林除間伐事業	補助事業	市有林		南九州市	森林整備	市	農林水産省	7-5
農地浸食防止対策の推進	農地保全整備事業	補助事業	排水路		川辺町神殿等	農地保全	県	農林水産省	7-5
農地浸食防止対策の推進	農地耕作条件改善事業	補助事業	排水路		南九州市内	排水路改修	市	農林水産省	7-5
農地浸食防止対策の推進	農業・農村活性化推進施設等整備事業	県単事業	排水路		南九州市内	排水路改修	市	農林水産省	7-5
海岸防災林の整備	治山事業	補助事業	地域森林計画の実施すべき治山事業に掲載されている地区		南九州市	森林整備防漏工	県	農林水産省	1-3
海岸防災林の整備	松くい虫防除・駆除事業	補助事業	高度公益森林		南九州市	森林整備	市	農林水産省	1-3
水門・樋門等の操作等	農業水利等長寿命化・防災減災事業	交付金事業	水利施設等		南九州市	機能保全計画	県・市	農林水産省	1-3
山地の災害防止の推進	治山事業	補助事業 交付金事業	地域森林計画の実施すべき治山事業に掲載されている地区		南九州市	治山施設の復旧	県	農林水産省	1-5 7-5
農地における鳥獣被害防止対策の推進	鳥獣被害対策実践事業	補助事業	市内農地(山間地域)		南九州市内	電気柵整備等	市	農林水産省	7-5
浄化槽台帳システムの整備等	浄化槽設備整備補助金	交付金事業		南九州市内	南九州市内	施設整備	市	環境省	6-1
水道施設の耐震化等の促進	水道管路耐震化等推進事業	交付金事業	老朽管更新等	南九州市内	南九州市内	老朽管更新	市	厚生労働省	2-1 2-6 6-1
水道施設の耐震化等の促進	水道事業運営基盤強化推進等事業	交付金事業	水道施設台帳整備事業	南九州市内	南九州市内	施設台帳整備	市	厚生労働省	2-1 2-6 6-1
水道施設の耐震化等の促進	水道水源自動監視施設等整備事業	交付金事業	遠方監視システム整備等	南九州市内	南九州市内	遠方監視システム整備	市	厚生労働省	2-1 2-6 6-1
農業集落排水等の老朽化対策の推進	農業集落排水施設整備事業	交付金事業	農業集落排水計画策定業務	南九州市内	南九州市内	施設台帳整備	市	農林水産省	2-6 6-1
農業集落排水等の老朽化対策の推進	農業集落排水施設整備事業	交付金事業	農業集落排水ストックマネジメント	南九州市内	南九州市内	施設更新	市	農林水産省	2-6 6-1
公共下水道施設の老朽化対策の推進	公共下水道施設整備事業	市単独事業	下水道施設台帳整備事業	南九州市内	南九州市内	施設台帳整備	市		2-6 6-1
公共下水道施設の老朽化対策の推進	公共下水道施設整備事業	交付金事業	下水道ストックマネジメント	南九州市内	南九州市内	施設更新	市	国土交通省	2-6 6-1
防災拠点等への再エネ設備等の導入	黒木山太陽光発電所設置事業	補助事業	太陽光発電所		知覧町郡	施設整備	市	環境省	6-1
市の施設の耐震化の促進	長寿命化改良事業	交付金事業	別府小学校(令和6年度～令和7年度)	南九州市内	頴娃町別府	施設整備	市	文科省	1-2
市の施設の耐震化の促進	防災機能強化(非構造部材の耐震化)事業	交付金事業	別府小学校(令和6年度)	南九州市内	頴娃町別府	施設整備	市	文科省	1-2
市の施設の耐震化の促進	防災機能強化(非構造部材の耐震化)事業	交付金事業	勝目小学校(令和3年度)	南九州市内	川辺町上山田	施設整備	市	文科省	1-2
市の施設の耐震化の促進	防災機能強化(非構造部材の耐震化)事業	交付金事業	川辺中学校(令和4年度～令和5年度)	南九州市内	川辺町田部田	施設整備	市	文科省	1-2
避難場所や避難路の確保、避難所の耐震化の促進	大規模改造(障害バリアフリー)事業	交付金事業	頴娃小学校(令和6年度)	南九州市内	頴娃町郡	施設整備	市	文科省	1-3
避難場所や避難路の確保、避難所の耐震化の促進	大規模改造(障害バリアフリー)事業	交付金事業	宮脇小学校(令和5年度)	南九州市内	頴娃町牧之内	施設整備	市	文科省	1-3
避難場所や避難路の確保、避難所の耐震化の促進	大規模改造(障害バリアフリー)事業	交付金事業	九玉小学校(令和6年度)	南九州市内	頴娃町御領	施設整備	市	文科省	1-3

南九州市国土強靱化地域計画

地域強靱化推進方針に基づく取組等一覧(計画期間令和3年度～令和7年度)

関連施策名	事業名	事業種別	路線名・河川名・施設名等	工区名等	対象地域 〇〇町〇〇(大学)	事業 概要	事業 主体	関係省庁	リスク シナリオ
避難場所や避難路の確保、避難所の耐震化の促進	大規模改造(障害バリアフリー)事業	交付金事業	別府小学校(令和6年度)	南九州市内	顓娃町別府	施設整備	市	文科省	1-3
避難場所や避難路の確保、避難所の耐震化の促進	大規模改造(障害バリアフリー)事業	交付金事業	青戸小学校(令和7年度)	南九州市内	顓娃町上別府	施設整備	市	文科省	1-3
避難場所や避難路の確保、避難所の耐震化の促進	大規模改造(障害バリアフリー)事業	交付金事業	粟ヶ窪小学校(令和6年度)	南九州市内	顓娃町牧之内	施設整備	市	文科省	1-3
避難場所や避難路の確保、避難所の耐震化の促進	大規模改造(障害バリアフリー)事業	交付金事業	知覧小学校(令和5年度)	南九州市内	知覧町郡	施設整備	市	文科省	1-3
避難場所や避難路の確保、避難所の耐震化の促進	大規模改造(障害バリアフリー)事業	交付金事業	霜出小学校(令和5年度)	南九州市内	知覧町西元	施設整備	市	文科省	1-3
避難場所や避難路の確保、避難所の耐震化の促進	大規模改造(障害バリアフリー)事業	交付金事業	松山小学校(令和5年度)	南九州市内	知覧町塩屋	施設整備	市	文科省	1-3
避難場所や避難路の確保、避難所の耐震化の促進	大規模改造(障害バリアフリー)事業	交付金事業	中福良小学校(令和7年度)	南九州市内	知覧町永里	施設整備	市	文科省	1-3
避難場所や避難路の確保、避難所の耐震化の促進	大規模改造(障害バリアフリー)事業	交付金事業	川辺小学校(令和4年度)	南九州市内	川辺町平山	施設整備	市	文科省	1-3
避難場所や避難路の確保、避難所の耐震化の促進	大規模改造(障害バリアフリー)事業	交付金事業	高田小学校(令和6年度)	南九州市内	川辺町高田	施設整備	市	文科省	1-3
避難場所や避難路の確保、避難所の耐震化の促進	大規模改造(障害バリアフリー)事業	交付金事業	勝目小学校(令和5年度)	南九州市内	川辺町上山田	施設整備	市	文科省	1-3
避難場所や避難路の確保、避難所の耐震化の促進	大規模改造(障害バリアフリー)事業	交付金事業	大丸小学校(令和7年度)	南九州市内	川辺町上山田	施設整備	市	文科省	1-3
避難場所や避難路の確保、避難所の耐震化の促進	大規模改造(教育内容LED)事業	交付金事業	顓娃小学校(令和5年度)	南九州市内	顓娃町郡	施設整備	市	文科省	1-3
避難場所や避難路の確保、避難所の耐震化の促進	大規模改造(教育内容LED)事業	交付金事業	別府小学校(令和5年度)	南九州市内	顓娃町別府	施設整備	市	文科省	1-3
避難場所や避難路の確保、避難所の耐震化の促進	大規模改造(教育内容LED)事業	交付金事業	青戸小学校(令和4年度)	南九州市内	顓娃町上別府	施設整備	市	文科省	1-3
避難場所や避難路の確保、避難所の耐震化の促進	大規模改造(教育内容LED)事業	交付金事業	粟ヶ窪小学校(令和6年度)	南九州市内	顓娃町牧之内	施設整備	市	文科省	1-3
避難場所や避難路の確保、避難所の耐震化の促進	大規模改造(教育内容LED)事業	交付金事業	霜出小学校(令和6年度)	南九州市内	知覧町西元	施設整備	市	文科省	1-3
避難場所や避難路の確保、避難所の耐震化の促進	大規模改造(教育内容LED)事業	交付金事業	松山小学校(令和5年度)	南九州市内	知覧町塩屋	施設整備	市	文科省	1-3
避難場所や避難路の確保、避難所の耐震化の促進	大規模改造(教育内容LED)事業	交付金事業	中福良小学校(令和7年度)	南九州市内	知覧町永里	施設整備	市	文科省	1-3
避難場所や避難路の確保、避難所の耐震化の促進	大規模改造(教育内容LED)事業	交付金事業	高田小学校(令和5年度)	南九州市内	川辺町高田	施設整備	市	文科省	1-3
避難場所や避難路の確保、避難所の耐震化の促進	大規模改造(教育内容LED)事業	交付金事業	勝目小学校(令和4年度)	南九州市内	川辺町上山田	施設整備	市	文科省	1-3
避難場所や避難路の確保、避難所の耐震化の促進	大規模改造(教育内容LED)事業	交付金事業	大丸小学校(令和7年度)	南九州市内	川辺町上山田	施設整備	市	文科省	1-3
避難場所や避難路の確保、避難所の耐震化の促進	大規模改造(教育内容LED)事業	交付金事業	顓娃中学校(令和7年度)	南九州市内	顓娃町郡	施設整備	市	文科省	1-3
避難場所や避難路の確保、避難所の耐震化の促進	大規模改造(教育内容LED)事業	交付金事業	知覧中学校(令和4年度・令和7年度)	南九州市内	知覧町西元	施設整備	市	文科省	1-3
避難場所や避難路の確保、避難所の耐震化の促進	大規模改造(教育内容LED)事業	交付金事業	川辺中学校(令和4年度・令和5年度)	南九州市内	川辺町田部田	施設整備	市	文科省	1-3
避難場所や避難路の確保、避難所の耐震化の促進	大規模改造(トイレ)事業	交付金事業	顓娃小学校(令和5年度)	南九州市内	顓娃町郡	施設整備	市	文科省	1-3
避難場所や避難路の確保、避難所の耐震化の促進	大規模改造(トイレ)事業	交付金事業	九五小学校(令和5年度)	南九州市内	顓娃町御領	施設整備	市	文科省	1-3
避難場所や避難路の確保、避難所の耐震化の促進	大規模改造(トイレ)事業	市単独事業	別府小学校(令和7年度)	南九州市内	顓娃町別府	施設整備	市	文科省	1-3
避難場所や避難路の確保、避難所の耐震化の促進	大規模改造(トイレ)事業	市単独事業	青戸小学校(令和4年度)	南九州市内	顓娃町上別府	施設整備	市	文科省	1-3
避難場所や避難路の確保、避難所の耐震化の促進	大規模改造(トイレ)事業	市単独事業	知覧小学校(令和4年度)	南九州市内	知覧町郡	施設整備	市	文科省	1-3
避難場所や避難路の確保、避難所の耐震化の促進	大規模改造(トイレ)事業	交付金事業	霜出小学校(令和7年度)	南九州市内	知覧町西元	施設整備	市	文科省	1-3
避難場所や避難路の確保、避難所の耐震化の促進	大規模改造(トイレ)事業	市単独事業	松山小学校(令和6年度)	南九州市内	知覧町塩屋	施設整備	市	文科省	1-3
避難場所や避難路の確保、避難所の耐震化の促進	大規模改造(トイレ)事業	交付金事業	川辺小学校(令和7年度)	南九州市内	川辺町平山	施設整備	市	文科省	1-3
避難場所や避難路の確保、避難所の耐震化の促進	大規模改造(トイレ)事業	市単独事業	高田小学校(令和6年度)	南九州市内	川辺町高田	施設整備	市	文科省	1-3
避難場所や避難路の確保、避難所の耐震化の促進	大規模改造(トイレ)事業	市単独事業	勝目小学校(令和4年度)	南九州市内	川辺町上山田	施設整備	市	文科省	1-3
避難場所や避難路の確保、避難所の耐震化の促進	大規模改造(トイレ)事業	交付金事業	大丸小学校(令和7年度)	南九州市内	川辺町上山田	施設整備	市	文科省	1-3
避難場所や避難路の確保、避難所の耐震化の促進	大規模改造(トイレ)事業	市単独事業	知覧中学校(令和3年度)	南九州市内	川辺町田部田	施設整備	市	文科省	1-3

南九州市国土強靱化地域計画

地域強靱化推進方針に基づく取組等一覧(計画期間令和3年度～令和7年度)

関連施策名	事業名	事業種別	路線名・河川名・施設名等	工区名等	対象地域 〇〇町〇〇(大字)	事業 概要	事業 主体	関係省庁	リスク シナリオ
避難場所や避難路の確保、避難所の耐震化の促進	大規模改造(トイレ)事業	交付金事業	川辺中学校(令和4年度～令和5年度)	南九州市内	川辺町田部田	施設整備	市	文科省	1-3
避難場所や避難路の確保の促進	大規模改造(空調設置)事業	交付金事業	願娃小学校(令和7年度)	南九州市内	願娃町郡	施設整備	市	文科省	1-3
避難場所や避難路の確保の促進	大規模改造(空調設置)事業	交付金事業	宮脇小学校(令和7年度)	南九州市内	願娃町牧之内	施設整備	市	文科省	1-3
避難場所や避難路の確保の促進	大規模改造(空調設置)事業	交付金事業	九玉小学校(令和7年度)	南九州市内	願娃町御領	施設整備	市	文科省	1-3
避難場所や避難路の確保の促進	大規模改造(空調設置)事業	交付金事業	別府小学校(令和7年度)	南九州市内	願娃町別府	施設整備	市	文科省	1-3
避難場所や避難路の確保の促進	大規模改造(空調設置)事業	交付金事業	青戸小学校(令和7年度)	南九州市内	願娃町上別府	施設整備	市	文科省	1-3
避難場所や避難路の確保の促進	大規模改造(空調設置)事業	交付金事業	粟ヶ窪小学校(令和7年度)	南九州市内	願娃町牧之内	施設整備	市	文科省	1-3
避難場所や避難路の確保の促進	大規模改造(空調設置)事業	交付金事業	知覧小学校(令和7年度)	南九州市内	知覧町郡	施設整備	市	文科省	1-3
避難場所や避難路の確保の促進	大規模改造(空調設置)事業	交付金事業	中福良小学校(令和7年度)	南九州市内	知覧町永里	施設整備	市	文科省	1-3
避難場所や避難路の確保の促進	大規模改造(空調設置)事業	交付金事業	松山小学校(令和7年度)	南九州市内	知覧町塩屋	施設整備	市	文科省	1-3
避難場所や避難路の確保の促進	大規模改造(空調設置)事業	交付金事業	川辺小学校(令和7年度)	南九州市内	川辺町平山	施設整備	市	文科省	1-3
避難場所や避難路の確保の促進	大規模改造(空調設置)事業	交付金事業	高田小学校(令和7年度)	南九州市内	川辺町高田	施設整備	市	文科省	1-3
避難場所や避難路の確保の促進	大規模改造(空調設置)事業	交付金事業	勝目小学校(令和7年度)	南九州市内	川辺町上山田	施設整備	市	文科省	1-3
避難場所や避難路の確保の促進	大規模改造(空調設置)事業	交付金事業	大丸小学校(令和7年度)	南九州市内	川辺町上山田	施設整備	市	文科省	1-3
文化財の保護管理	伝統的建造物群基盤強化事業	補助事業	知覧伝統的建造物群保存地区		知覧町郡地内	防災計画策定及び事業実施	市	文化庁	8-4
文化財の保護管理	街なみ環境整備事業	交付金事業	知覧伝統的建造物群保存地区		知覧町郡地内	防災計画策定及び事業実施	市	国土交通省	8-4
文化財の保護管理	歴史生き活き！史跡等総合活用整備事業	補助事業	知覧城跡	南九州市内	知覧町郡地内	史跡整備	市	文化庁	8-4
市道の整備促進	道路改築事業	交付金事業	野崎清水線	清水工区	川辺町清水	現道拡幅	市	内閣府	2-1 2-5 5-1 5-2 5-3
ストックヤードの確保	川辺地域ごみ処理中継施設建設事業	補助事業	南九州市川辺ごみステーション	川辺地域	川辺町上山田	施設整備	市	環境省	8-1
ストックヤードの確保	川辺清掃センター解体事業	補助事業	川辺清掃センター	川辺地域	川辺町上山田	施設解体	市	環境省	8-1
ストックヤードの確保	川辺最終処分場閉鎖事業	市単独事業	川辺清掃センター	川辺地域	川辺町上山田	施設解体			8-1
防災情報の提供	河川監視システム設置事業	市単独事業	市内河川		南九州市	河川監視カメラ設置	市		1-4 4-2